

大 学 院 便 覧



令和 8 年度 (2026)

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学大学院連合農学研究科

構成大学

〔 静 岡 大 学
岐 阜 大 学 〕

掲 載 規 則 等

岐阜大学大学院学則	1
岐阜大学学位規則	13
岐阜大学大学院連合農学研究科憲章	24
「入学者受入れの方針」(アドミッションポリシー)	29
研究科教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)	33
研究科卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)	37
岐阜大学大学院連合農学研究科規程	40
学位論文審査要件にかかる学術誌の認定基準の申合せ	51
東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程(抄)	55
岐阜大学における授業料の免除及び納付猶予に関する規程	58
連合農学研究科におけるハラスメント防止等対応手続き	62
岐阜大学ハラスメント防止等に関する規程	63
ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき 事項についての指針	68
セクシュアル・ハラスメントの防止等のために職員及び学生等が認識すべき 事項についての指針	70
アカデミック・ハラスメントの防止等のために教職員が認識すべき 事項についての指針	74
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のために職員が認識 すべき事項についての指針	78

岐阜大学大学院学則

[平成19年4月1日]
[岐阜大学規則第51号]

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人東海国立大学機構が設置する岐阜大学の大学院における教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 大学院は、独創的かつ先進的研究の拠点として、知の創造と統合に努めるとともに、高度な教育を通してそれを継承発展させ、豊かな人間性と学識を養い、判断力と実行力及び構想力に富む人材の育成を行い、もって地域社会と人類の発展に貢献することを目的とする。

第2章 教育研究上の基本組織

(大学院研究科及び専攻)

第2条 大学院に次の研究科（以下「研究科」という。）を置き、研究科に次の専攻を置く。

(略)

連合農学研究科	生物生産科学専攻
	生物環境科学専攻
	生物資源科学専攻
	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻

(略)

2 前項の教育学研究科教職実践開発専攻は、専門職学位課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項に定める専門職大学院の課程)とし、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条第1項に定める教職大学院の課程(以下「教職大学院課程」という。)とする。

3 第1項の工学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻及び岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻、自然科学技術研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻並びに連合農学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条に定める国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)とする。

4 第1項の共同獣医学研究科共同獣医学専攻は、岐阜大学(以下「本学」という。)及び鳥取大学が共同して編成する共同教育課程とする。

(学院)

第2条の2 大学院に、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第30条の2に定める研究科等関係課程実施基本組織として、社会システム経営学院を置く

2 社会システム経営学院は、地域科学研究科及び自然科学技術研究科の連携及び協力によって教育研究を実施するものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第2条の3 前2条に定める研究科、専攻又は社会システム経営学院にあつては、人材の養成に関

する目的、その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育研究上の目的の公表等に関し必要な事項は、別に定める。

(課程)

第3条 大学院の課程は、修士課程、教職大学院課程及び博士課程とする。

2 教育学研究科に修士課程及び教職大学院課程を置き、地域科学研究科、自然科学技術研究科及び社会システム経営学院（以下「学院」という。）に修士課程を置き、医学系研究科に修士課程及び博士課程を置き、工学研究科、共同獣医学研究科、連合農学研究科及び連合創薬医療情報研究科に博士課程を置く。

3 医学系研究科再生医科学専攻、工学研究科、連合農学研究科及び連合創薬医療情報研究科の博士課程は、後期3年の課程のみの博士課程とする。

(略)

7 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(連合農学研究科の教育研究の実施)

第4条 連合農学研究科の教育研究は、本学及び静岡大学の協力により実施するものとする。

(略)

(教員組織)

第7条 研究科及び学院（以下「研究科等」という。）には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科等及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 研究科等は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

3 研究科等の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部及び学環（以下、「学部等」という。）並びに研究施設等の教員等がこれを兼ねることができる。

第8条 博士課程を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち大学院設置基準第9条第1項第2号の資格を有する者がこれを兼ねることができるものとする。

第3章 大学院教育

第1節 標準修業年限及び在学期間等

(入学定員及び収容定員)

第9条 研究科等の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科等	課程	専攻	入学定員	収容定員
(略)				
連合農学研究科	博士課程	生物生産科学専攻	7	21
		生物環境科学専攻	5	15
		生物資源科学専攻	6	18
		岐阜大学・インド工科大学グワハティ校 国際連携食品科学技術専攻	2	6
		計	20	60
(略)				

(標準修業年限)

第10条 (略)

2 工学研究科, 連合農学研究科及び連合創薬医療情報研究科の博士課程の標準修業年限は, 3年とする。

(略)

(在学期間)

第11条 学生は, 前条に規定するそれぞれの標準修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

2 第18条第1項の規定により入学した学生は, 前項の規定にかかわらず, 第18条第1項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第41条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された教育学研究科及び工学研究科の学生が在学することができる期間は, 学長が教育上特別の必要があると認める場合には, 前2項の規定にかかわらず, 当該学生の標準修業年限の2倍に相当する期間に1年を加算した期間とすることができる。

第2節 学年, 学期及び休業日

(学年, 学期及び休業日)

第12条 大学院の学年, 学期及び休業日は, 岐阜大学学則(以下「本学学則」という。)第19条から第21条までの規定を準用する。

第3節 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は, 学年の初めとする。ただし, 再入学, 転入学及び秋季入学については, 前条に規定する学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第14条 大学院へ入学することのできる者は, 学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2 前項に定めるもののほか, 入学資格(再入学及び転入学を除く。)に関し必要な事項は, 別に定める。

(入学願書の提出)

第15条 大学院へ入学を志願する者は, 第61条に規定する検定料を添え, 所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし, 再入学, 転入学並びに秋季入学を志願する者は, 研究科等の指定する期日までに, 入学願書を提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか, 入学願書の提出に関し必要な事項は, 別に定める。

(合格者の決定及び入学手続)

第16条 学長は, 入学志願者について, 別に定めるところにより選考の上, 合格者を決定する。

2 前項の規定による合格者で大学院に入学しようとする者は, 第61条に規定する入学料を納付し所定の期日までに入学の手続をしなければならない。

(入学の許可)

第17条 学長は, 前条第2項の規定により入学手続をした者(第62条の規定による入学科の免除又は納付猶予の申請を行った者を含む。)は, 入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第18条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で大学院への入学を志願するものがあるときは、第9条に規定する研究科等の収容定員等を勘案し、教育に支障のない場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

一 第42条の規定により大学院を退学又は除籍された者で、その退学又は除籍後2年以内に再入学を願い出たもの

二 他の大学院に在学する者で、当該他の大学院の学長が大学院への転入学を承認したもの

2 前項に定めるもののほか、再入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(既修得単位等の認定)

第19条 研究科等の長は、第17条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。

(準用規定)

第20条 第15条から第17条までの規定は、第18条の規定により入学した者にこれを準用する。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第21条 研究科等及び専攻の教育上の目的を達成するために、本学及び研究科等の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の下で必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成にあたっては、研究科等の専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない

3 修士課程、教職大学院課程及び博士課程の授業科目は、必修科目及び選択科目とする。

4 前各項に定めるもののほか、教育課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第22条 研究科等の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第23条 研究科等における授業及び研究指導は、研究科等及び研究科等の基礎となる学部等並びに研究科等の教育内容と関連のある本学の研究施設及び共同教育研究支援施設に所属する教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に研究指導及び授業を担当させることができる。

2 前項に定めるもののほか、授業及び研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(指導教授等)

第24条 第16条及び第18条第1項の規定により入学した者には、専攻に従って、それぞれ指導教授等を定める。

2 前項に規定する指導教授等は、必要に応じて2人以上とすることができる。

(連合農学研究科及び連合創薬医療情報研究科の学生の配置)

第25条 連合農学研究科及び連合創薬医療情報研究科の学生は、別に定める主指導教員が所属する大学に配置する。

2 前項の規定により本学以外の大学に配置された学生は、本学の学則その他の諸規則のほか、当

該大学の諸規則等を遵守しなければならない。

(履修計画)

第 26 条 学生は、当該学生を主に指導する指導教授等の指導を受けて履修計画を作成し、指定する期日までに、その履修計画を研究科等の長へ提出しなければならない。

(修得単位等)

第 27 条 学生は、必修科目及び選択科目を合わせて研究科等及び専攻が定めた必要単位数を修得しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、修得単位等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 28 条 単位の計算方法については、本学学則第 35 条の規定を準用する。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第 29 条 研究科等又は専攻が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するにあたっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準第 15 条により準用する大学設置基準第 21 条第 2 項各号に規定する基準を考慮して研究科等が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(授業科目の授業期間)

第 30 条 授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業科目の成績)

第 31 条 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとし、その試験は、筆答試験、口頭試問、研究報告等の方法により行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により総合判定する。

3 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の 5 種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

(単位修得の認定)

第 32 条 単位修得の認定は、前条に規定する授業科目の成績の判定に基づき、研究科等が別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 33 条 研究科等の長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目の履修を許可することができる。

2 他の大学院で履修した期間は、大学院の在学期間に算入する。

3 第 1 項の規定により修得した単位については、15 単位を超えない範囲で、大学院で修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定に関わらず、教職大学院課程においては、第 1 項の規定により修得した単位について、修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、同課程で修得したものとみなすことができる。

5 前4項に定めるもののほか、他の大学院における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第33条の2 学生が大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第19条の2に定める連携開設科目を履修し修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 前項により修得したものとみなすものとする単位数は、7単位を超えないものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第34条 研究科等の長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 他の大学院又は研究所等で必要な研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。

3 前2項に定めるもののほか、他の大学院等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第35条 研究科等においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績基準の評価等の明示等)

第36条 研究科等は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価(教職大学院課程にあっては、学修の成果に係る評価)並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第37条 研究科等は、研究科等の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(留学)

第38条 学生の留学は、本学学則第47条の規定を準用する。

(外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の履修等)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させることができる。

2 第33条第1項及び第4項の規定は、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を履修する場合にこれを準用する。

3 前2項に定めるもののほか、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第40条 研究科等の長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に定める

科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第33条第3項(第38条において準用する本学学則第47条第2項及び第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により修得したとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、教職大学院課程においては、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、第33条第3項(第38条において準用する本学学則第47条第2項及び第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により修得したとみなす単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。
(入学前の既修得単位の認定に伴う在学期間の短縮)

第40条の2 研究科等の長は、前条の規定により学生が入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び教職大学院課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
(長期にわたる教育課程の履修)

第41条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修について、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 休学、復学、転研究科等、転学、退学及び除籍

(休学、復学、転研究科等、転学、退学及び除籍)

第42条 学生の休学、復学、転研究科等、転学、退学及び除籍は、本学学則第51条から第58条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる本学学則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える本学学則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第51条第1項及び第2項、第53条第1項及び第2項、第54条第1項並びに第57条第1項	学部等の長	研究科等の長
第52条第2項	通算して 3年	通算して、教育学研究科、地域科学研究科、医学系研究科看護学専攻及び医療者教育学専攻、自然科学技術研究科並びに社会システム経営学院にあっては2年、工学研究科、連合農学研究科及び連合創薬医療情報研究科にあっては3年、医学系研究科医科学専攻及び共同獣医学研究科にあっては4年

読み替える本学学則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 52 条第 3 項及び第 58 条第 1 号	第 18 条	第 11 条
第 54 条第 1 項	学部等	研究科等
第 54 条第 1 項及び第 2 項	転部	転研究科
第 54 条第 2 項	第 29 条	第 19 条

第 6 節 課程の修了要件及び学位の授与

(略)

(博士課程の修了要件)

第 45 条 博士課程の修了要件は、研究科が定めた年数以上在学し、第 27 条の規定により専攻分野について修了要件として定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者の在学期間については、研究科が定めた年数以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程の修了要件に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 46 条 学長は、修士課程、教職大学院課程又は博士課程を修了した者には、岐阜大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるところにより修士、教職修士（専門職）又は博士の学位を授与する。

(学位論文提出による学位の授与)

第 47 条 学長は、学生以外の者で学位論文を提出して博士の学位の授与を申請する者があるときは、学位規則の定めるところによりこれを受理する。

2 学長は、前項の規定により学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、所定の学力を有することを確認された者には、学位規則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

(学位論文等の取扱)

第 48 条 第 43 条から前条までに規定する学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認については、学位規則の定めるところによる。

2 第 11 条に規定する在学期間中に第 27 条に規定する単位を修得（研究科等が定めた授業時間を所定の時間数受講した者を含む。）した者は、学位論文を提出することができる。

(単位修得認定書の交付)

第 49 条 在学期間中に所定の単位を修得し、学位論文の提出に至らなかった者から願い出があったときは、単位修得認定書を交付することができる。

第 7 節 教員免許状

(略)

第 8 節 賞罰

(表彰)

第 51 条 学生の表彰は、本学学則第 63 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 52 条 学生の懲戒は、本学学則第 64 条の規定を準用する。

第4章 研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講学生等

(研究生)

第53条 特定の専門事項について研究することを志願する者については，学長は，大学院研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第54条 学生以外の者で，一又は複数の授業科目の履修を志願する者については，研究科等の教育に支障のない場合に限り，学長は，大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第55条 学生以外の者で，一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については，研究科等の教育に支障のない場合に限り，学長は，聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第56条 他の大学院（外国の大学院を含む。）に在籍する学生で大学院の授業科目について履修することを希望するものについては，当該他の大学院との協議に基づき，大学院の研究科等の教育に支障のない場合に限り，学長は，特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項に定める「研究科等の教育に支障がない場合」とは，本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超えない場合をいう。

(特別研究学生)

第57条 他の大学院（外国の大学院を含む。）に在籍する学生で大学院において必要な研究指導を受けることを希望するものについては，当該他の大学院との協議に基づき，大学院の研究科等の教育研究に支障のない場合に限り，学長は，特別研究学生として入学を許可することができる。

(短期特定課題受託研修生)

第58条 他の大学院（外国の大学院を含む。）に在籍する学生で大学院において短期の研修を希望する者については，当該他の大学院との協議に基づき，大学院の研究科等の教育研究に支障のない場合に限り，学長は，短期特定課題受託研修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第59条 外国人留学生として大学院に入学を志願する者については，別に定めるところにより選考の上，学長は，外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する外国人留学生については，第9条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

(準用規定)

第60条 第53条から前条までに關し必要な事項は，本学学則第72条を準用する。

第5章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

(検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額及びその納付方法)

第61条 検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額並びに納付方法は，本学学則78条の規定を準用する。

(入学料，授業料及び寄宿料の免除及び納付猶予)

第62条 入学料，授業料及び寄宿料の免除及び納付猶予については，本学学則第79条の規定を準用する。

第6章 国際連携専攻

(国際連携専攻の入学の時期)

第62条の2 国際連携専攻における入学の時期は、第13条の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける研究科と当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との協議により定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第62条の3 国際連携専攻における連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）は、国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議により定めるものとする。

(国際連携専攻の共同開設科目)

第62条の4 国際連携専攻における連携外国大学院と共同して開設する授業科目（以下「共同開設科目」という。）は、国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議により定めるものとする。

2 国際連携専攻の学生が共同開設科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、国際連携専攻を設ける研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第62条の6の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第62条の5 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携教育課程に係る修了要件)

第62条の6 国際連携教育課程である修士課程の修了要件は、第43条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により15単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第33条、第38条から第40条まで又は前条第1項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第40条の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

第7章 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科への協力

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第62条の7 本学は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たって、兵庫教育大学、上越教育大学、滋賀大学、岡山大学及び鳴門教育大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、兵庫教育大学、上越教育大学、滋賀大学、岡山大学及び鳴門教育大学の教員とともに、本学の教員が担当するものとする。

第8章 雑則

(補則)

第63条 この学則に定めるもののほか、研究科等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

2 前項の場合において、国際連携専攻に関し必要な事項は、連携外国大学院と協議の上、協定書又は覚書を締結するものとする。

第64条 この学則に定めるもののほか、学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

2 本学学則を準用する場合は、「学部等」を「研究科等」、「学部長」を「研究科等の長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、平成19年10月1日から施行する。

2 第9条の表中、教育学研究科修士課程、医学系研究科博士課程の「医科学専攻」、工学研究科博士前期課程、連合創薬医療情報研究科及び「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

(略)

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育学研究科の修士課程学校教育専攻及び特別支援教育専攻及び農学研究科の修士課程生物資源生産学専攻、生物生産システム学専攻及び生物資源利用学専攻は、改正後の岐阜大学大学院学則（以下「新学則」という。）第2条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 平成19年度以前に教育学研究科及び農学研究科に入学した者については、新学則第51条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第9条の表中、教育学研究科の「収容定員」及び全体の「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

(略)

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に連合農学研究科に入学した者については、改正後の第28条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第9条の表中、連合農学研究科の「収容定員」及び全体の「合計」の欄については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度
連合農学研究科	博士課程	生物生産科学専攻	19	20	21
		生物環境科学専攻	13	14	15
		生物資源科学専攻	20	22	24
合	計		1,381	1,385	1,389

(略)

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学系研究科の博士課程再生医科学専攻、工学研究科の博士課程生産開発システム工学専攻、物質工学専攻、電子情報システム工学専攻及び環境エネルギーシステム専攻並びに連合獣医学研究科の博士課程獣医学専攻は、改正後の岐阜大学大学院学則（以下「新学則」という。）第 2 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新学則第 9 条の表中、工学研究科、自然科学技術研究科の生命科学・化学専攻、生物生産環境科学専攻及び岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻、共同獣医学研究科並びに連合農学研究科の生物資源科学専攻及び岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻の「収容定員」及び全体の「合計」については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員		
			平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
工学研究科	博士課程	工学専攻	23	46	
		岐阜大学・インド工科大学 グワハティ校 国際連携統合機械工学専攻	2	4	
		岐阜大学・マレーシア国民大学 国際連携材料科学工学専攻	2	4	
自然科学技術研究科	修士課程	生命科学・化学専攻	156		
		生物生産環境科学専攻	86		
		岐阜大学・インド工科大学 グワハティ校 国際連携食品科学技術専攻	10		
共同獣医学研究科	博士課程	共同獣医学専攻	6	12	18
連合農学研究科	博士課程	生物資源科学専攻	22	20	
		岐阜大学・インド工科大学 グワハティ校 国際連携食品科学技術専攻	2	4	
		合 計	1,243	1,276	1,309

附 則

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

岐阜大学学位規則

[平成16年4月1日]
[岐阜大学規則第117号]

(趣旨)

第1条 岐阜大学（以下「本学」という）において授与する学位に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位の種類は、博士、修士、教職修士（専門職）及び学士とする。

(学位授与の基本)

第2条の2 本学は、学位授与条件の厳格な遵守、学位審査における的確な審査基準と公正な審査手続きにより、学位を授与する。

(博士の学位授与の要件)

第3条 博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 博士の学位の授与は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に対し行うことができる。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

(教職修士（専門職）の学位授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、本学大学院教育学研究科の教職大学院課程を修了した者に対し行うものとする。

(学士の学位授与の要件)

第5条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行うものとする。

(在学者の論文提出の時期)

第6条 在学者の学位論文の提出の時期は、研究科及び社会システム経営学院（以下「研究科等」という。）において定める。

(学位論文の申請)

第7条 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、本文で規定するもののほか、学位論文審査手数料として1件につき、57,000円を添えなければならない。

- 一 学位論文
- 二 論文目録
- 三 履歴書

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、前項に規定する学位論文審査手数料を免除する。

3 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位審査願に学位論文及び学位論文の要旨を添え、当該研究科等の長に提出するものとする。

(学位論文)

第8条 提出する学位論文は、主論文1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の副本、訳文、標本又は模型等の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第9条 学長は、博士の学位論文を受理したときは、研究科委員会（医学系研究科にあっては教授会をいう。以下同じ。）にその審査を付託しなければならない。

2 前項の審査は、審査の公正さ、透明性に配慮して実施しなければならない。

3 研究科委員会は、第1項に規定する審査を付託されたときは、大学院を担当する当該研究科の教授又は准教授のうちから3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を選出しなければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、本学の他の研究科、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として選出することができる。

4 前項に定める審査委員の主査は、当該学位論文の審査等を行うにふさわしい研究業績を有する者のうち、原則として、主指導教員（研究指導又は論文指導の直接的な責任を有する教員）以外から、選出しなければならない。

5 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を行うものとする。

第10条 研究科等の長は、修士の学位論文を受理したときは、研究科委員会（社会システム経営学院にあっては学院委員会をいう。以下同じ。）にその審査を付託しなければならない。

2 前項の審査は、審査の公正さ、透明性に配慮して実施しなければならない。

3 研究科委員会は、第1項に規定する審査を付託されたときは、大学院を担当する当該研究科等の教員のうちから3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を選出しなければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、本学の他の研究科、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として選出することができる。

4 前項に定める審査委員の主査は、当該学位論文の審査等を行うにふさわしい研究業績を有する者から選出しなければならない。

5 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験に関する事項を行うものとする。

(国際連携専攻の審査委員)

第11条 岐阜大学大学院学則第2条第3項に定める国際連携専攻（以下「国際連携専攻」という。）においては、第9条及び第10条の規定に基づき選出する審査委員には、国際連携専攻を設ける研究科と当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との協議の上、連携外国大学院の教授その他の者を審査委員に含めるものとする。

(審査期間)

第12条 博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

2 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(最終試験)

第13条 最終試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連する授業科目又は専門分野等について口頭又は筆答で行うものとする。

(学力の確認)

第14条 学力の確認は、専攻の学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを試問の方法により行うものとする。

2 前項に規定する試問は、学位論文の内容を中心として、口頭及び筆答により行うものとする。ただし、研究科委員会の議を経て、他の方法によることができる。

3 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、各研究科において定める年限内に学位の授与を受けようとする場合にあっては、第1項に規定する学力の確認のための試問を免除することができる。

(論文及び審査手数料の取扱い)

第15条 提出された学位論文及び既納の審査手数料は、返還しない。

(審査及び試験の報告)

第16条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終わったときは、学位論文の内容の要旨、審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨を研究科委員会に報告するものとする。

(合否の議決等)

第17条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の合否の議決は、前条に規定する審査委員の報告に基づいて研究科委員会が行う。

2 前項に規定する議決を行うには、研究科委員会委員（海外渡航中又は休職中の者を除く。）の3分の2以上（連合農学研究科及び連合獣医学研究科にあっては2分の1以上）が出席し、かつ、出席者の3分の2以上（連合農学研究科及び連合獣医学研究科にあっては4分の3以上）の同意を得なければならない。

(審査結果の報告)

第18条 研究科委員会において、博士の学位を授与すべき者と議決したときは、研究科長は、その議決した日から10日以内に、次の各号に掲げる事項を学長に報告しなければならない。

- 一 学位の種類及び専攻分野の名称
- 二 氏名
- 三 学位授与の要件
- 四 学位論文名
- 五 授与する年月日
- 六 学位論文審査の結果の要旨及びその担当者氏名
- 七 最終試験又は学力の確認の結果の要旨及びその担当者氏名
- 八 学位論文審査機関の名称及び組織
- 九 判定の方法
- 十 議決の結果

2 研究科委員会において、修士の学位を授与すべき者と議決したときは、研究科等の長は、次の各号に掲げる事項を速やかに学長に報告しなければならない。

- 一 学位の種類及び専攻分野の名称
- 二 氏名
- 三 学位授与の要件
- 四 学位論文審査の要旨

- 五 授与する年月日
- 六 最終試験
- 七 判定の方法
- 八 議決の結果

3 研究科委員会において、教職修士（専門職）の学位を授与すべき者と議決したときは、研究科長は、次の各号に掲げる事項を速やかに学長に報告しなければならない。

- 一 学位の種類及び専攻分野の名称
- 二 氏名
- 三 学位授与の要件
- 四 授与する年月日
- 五 判定の方法
- 六 議決の結果

4 研究科委員会において、学位を授与できない者と議決したときは、研究科等の長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 19 条 学長は、前条に規定する報告に基づいて、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定により学位の授与を受けようとする者については、課程の修了の可否又は第 3 条第 2 項の規定により学位の授与を受けようとする者については、その学位論文の合否及び学力の確認について決定し、課程の修了又は学位論文の合格及び学力の確認を決定した者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 前項の規定に基づき授与する学位記の様式は、別記様式第 1 号から 15 号までのとおりとし、学位に付記する専攻分野の名称は、教育学、地域科学、医学、再生医科学、医療者教育学、看護学、工学、応用生物科学、食品科学技術、経営学、農学、獣医学、医科学、薬科学又は学術とする。

3 岐阜大学学則第 61 条に規定する学位記の様式は、別記様式第 16 号から第 18 号のとおりとし、学位に付記する専攻分野の名称は、教育学、地域科学、医学、看護学、工学、応用生物科学、獣医学又は経営学とする。

4 学位に付記する専攻分野の英語名称は別表第 1 から別表第 3 までに定めるとおりとする。

(学位授与の報告)

第 20 条 学長は、博士の学位を授与したときは、その学位を授与した日から 3 月以内に学位簿に登録し、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 12 条に規定する様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第 21 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 22 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される

前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表する場合は、「岐阜大学審査学位論文」と明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第23条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「岐阜大学」の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第24条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 教育研究評議会が前項の規定により学位授与の取消しの決定をする場合には、構成員（海外渡航中又は休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

(学位記の再交付)

第25条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載し、学長に願い出なければならない。

(通報・相談窓口)

第25条の2 学長は、学位授与に関する不正行為等に関する通報・相談窓口を設置する。

- 2 通報・相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に農学部に入学者及び平成16年度以降に農学部編入学、再入学又は転部した者に係る学位記の様式及び学位に付記する専攻分野の名称については、第19条第3項の規定にかかわらず、廃止前の岐阜大学学位規則（昭和41年4月1日制定）第17条第3項の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に大学院医学研究科に入学者については、改正後の岐阜大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に農学研究科に入学した者については、改正後の岐阜大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に連合農学研究科に入学した者については、改正後の第 7 条第 2 項の規定及び第 19 条第 2 項に基づく学位記の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、既に学位記を交付された者が第 25 条の規定により再交付を願い出た場合に交付する学位記の様式は、改正後の岐阜大学学位規則第 19 条第 2 項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 19 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年度以前に博士の学位を授与した場合については、改正後の第 21 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年度以前に博士の学位を授与された者については、改正後の第 22 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、既に学位記を交付された者が第 25 条の規定により再交付を願い出た場合に交付する学位記の様式は、改正後の岐阜大学学位規則第 19 条第 2 項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に、本学大学院の修士課程又は医学系研究科再生医科学専攻若しくは工学研究科の博士前期課程に入学した者については、改正後の岐阜大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年6月30日から施行する。

2 令和2年度に学位（食品科学技術）を授与された者については、改正後の岐阜大学学位規則第19条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年8月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第3 博士及び博士後期課程

研究科	専攻	専攻分野の名称	専攻分野の名称（英語）
(略)			
連合農学研究科	生物生産科学専攻	農学又は学術	
	生物環境科学専攻	農学又は学術	
	生物資源科学専攻	農学又は学術	
	岐阜大学・インド工科大学 グワハティ校国際連携食品 科学技術専攻	学術	Philosophy
(略)			

※募集停止している研究科並びに専攻

(略)

別記様式第7-1号 (第19条関係)

(連合農学研究科の場合)

○博甲第 号

学 位 記



本籍 (都道府県名)

氏 名

年 月 日生

本学大学院連合農学研究科○○○専攻博士課程の研究指導を○○大学において受け
所定の単位を修得し学位論文審査及び最終試験に合格したことを認める

岐阜大学大学院連合農学研究科委員会

右記の認定により博士 (専攻分野の名称) の学位を授与する

論文名

年 月 日

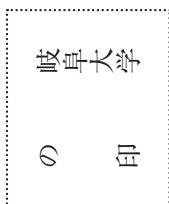
岐 阜 大 学

別記様式第7-2号 (第19条関係)

(連合農学研究科の場合)

○博甲第 号

学 位 記



本籍 (都道府県名)

氏 名

年 月 日生

本学大学院連合農学研究科○○○専攻博士課程の研究指導を○○大学において受け
所定の単位を修得し学位論文審査及び最終試験に合格したことを認める

岐阜大学大学院連合農学研究科委員会

右記の認定により博士 (専攻分野の名称) の学位を授与する

(プログラム名 修了)

論文名

年 月 日

岐 阜 大 学

別記様式第 8 - 1 号 (第 19 条関係)

(連合農学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハチ校国際連携食品科学技術専攻の場合 (岐阜大学学位記))

連合農学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハチ校国際連携食品科学技術専攻(岐阜大学学位記)

○ 博 甲 第 号

Ser. No. (IITG)



गीफू विश्वविद्यालय और भारतीय प्रौद्योगिकी संस्थान गुवाहाटी
Gifu University and Indian Institute of Technology Guwahati

hereby confer the
Doctor of Philosophy
on

पूरा नाम

First name Family name

जन्म की तारीख दिनांक महीना, वर्ष राष्ट्रीयता
YYYY Month DD, YYYY Nationality

Date of Birth Month DD, YYYY
की इस उपाधि के प्रदान हेतु अंतर्देशीय संयुक्त विधि, आई. एल.टी.ए. एकीकृत बालिक अभियांत्रिकी कार्यक्रम
के विनियम विहित अनुसार।

महीना, वर्ष में सफलतापूर्वक पूर्ण करने पर प्रदान करता है।

who has successfully completed in Month YYYY, the requirements prescribed under
International Joint Ph.D. Program in Food Science and Technology for the
award of this degree.

थीसिस शीर्षक
Thesis title:

सहीना दिनांक, वर्ष को स्पष्ट किया गए
Awarded on Month DD, YYYY

Official Seal
of IITG

Director's Signature

DIRECTOR'S NAME
इन्दो इण्डियन इन्स्टीट्यूट ऑफ़ फूड साइन्स
Director, Indian Institute of Technology Guwahati

Registrar's Signature

Registrar
Chairman, Board of Governors, भारतीय प्रौद्योगिकी संस्थान गुवाहाटी

学位記番号(GU)



学位記

氏 名 國 籍 年 月 日

本学大学院連合農学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハチ校
国際連携食品科学技術専攻博士課程の研究指導を受け所定の単位を
修得し学位論文審査及び最終試験に合格したことを認める

上記の認定により博士 (学術) の学位を授与する

論文名

学位授与の日付

Official Seal
of GU

President's Signature

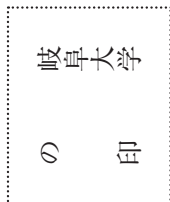
PRESIDENT'S NAME
岐阜大学長
Prof. Dr. Hideo Yamamoto
President, Gifu University

別記様式第11号 (第19条関係)

(連合農学研究科、連合獣医学研究科及び連合創薬医療情報研究科の場合)

○博乙第 号

学 位 記



本籍 (都道府県名)

氏 名

年 月 日生

本学にて学位論文 を提出し所定の審査及び試験に合格したことを認める

岐阜大学大学院連合○○研究科委員会

右記の認定により博士 (専攻分野の名称) の学位を授与する

年 月 日

岐 阜 大 学

(略)

岐阜大学大学院連合農学研究科憲章

連合農学研究科は、静岡大学大学院総合科学技術研究科及び岐阜大学大学院応用生物科学研究科を主たる基盤として、構成大学が有機的に連合することによって特徴ある柔軟な教育研究組織編成を可能にし、広い視野、高度な専門的知識と技術、理解力、洞察力、実践力を獲得できる教育を追求します。そして、高度の専門的能力と豊かな学識、広い視野を備えた研究者及び高度専門技術者を養成することを通して、農学の進歩と生物資源関連産業の発展に寄与しようとするものです。

農学は、生物生産と人間社会との関わりを基盤とする総合科学であり、生命科学、生物資源科学、環境科学、生活科学、社会科学等を主要構成要素とする学問です。(平成14年「農学憲章」抜粋)本研究科では単位制教育で多様な科目が提供され、同時に複数教員による指導下での博士論文研究が行われます。そして本研究科は、農学の幅広い知識および課題探求能力の習得のための教育・研究を推進し、境界領域や複合領域の課題に対しても対応可能な問題解決型能力と課題発掘型能力の醸成を目指します。

1. 両大学連合の有機性を単位制教育および博士論文研究指導に活かすよう努める。
2. 技術者・研究者としての倫理観を備え、リーダーシップを発揮する人材の養成を図る。
3. 総合科学としての農学を理解し社会貢献する研究者および専門技術者の養成を図る。
4. 地域貢献に意欲をもつ人材の養成を目指す。
5. 国際性を持ち、世界で活躍できる人材の育成を目指す。
6. 高度な農学関連諸技術と科学の修得に意欲をもつ外国人留学生の受け入れを推進する。

1. 教育基本戦略

(1) 連合大学院教育

- ・ 学生が構成大学間の中で、幅広い教育・研究指導が受けやすい体制の構築を図る。
- ・ 教育の質的向上のため、教育改善活動（FD）を継続的に実施する。
- ・ 高度の専門的能力と豊かな学識を有する研究者及び専門技術者を養成する。
- ・ 副指導体制を充実し複数教員による研究指導の一層の強化に努める。
- ・ 両大学の連携による指導体制を活かして教育研究組織を強化する。
- ・ IT、ネットワークを活用した遠隔教育を実践する。
- ・ 総合農学ゼミナールを充実し、一層の改善を図る。

(2) 教育研究の国際化

- ・ 外国人留学生を積極的に受け入れ、国際的に活躍できる人材を育成する。
- ・ 国際的な広い視野を醸成する教育を推進する。
- ・ 英語による教育を促進し、国際的に先導する研究指導を推進する。

2. 研究基本戦略

- ・研究活性化の推進を図るための支援を充実させる。
- ・科学技術の発展と変化に柔軟に対応できる研究の推進を図る。
- ・学生が向上心と意欲をもって研究できる環境の整備に努める。

3. 社会貢献基本戦略

- ・外国人留学生の受け入れや、就学時、修了後に及ぶケアに務める。
- ・私費留学生に対する奨学金等の確保に努める。
- ・地域に関わる課題研究を奨励し、地域社会に貢献する。

4. 運営基本戦略

- ・研究科の運営に対する検証と継続的な改善を推進する。
- ・教育・研究に必要な財政基盤の安定化を図る。
- ・ホームページ・広報誌の充実を図り、わかりやすい広報活動に努める。
- ・個人情報等の保護・管理を周知徹底する。
- ・IT機器の活用を推進し、運営体制の簡素化に努める。

Charter of the United Graduate School of Agricultural Science, Gifu University

The United Graduate School of Agricultural Science was formed, with the Graduate School of Integrated Science and Technology, Shizuoka University and the Graduate School of Applied Biological Sciences, Gifu University as its primary foundation, to establish a unique and flexible educational research organization by synergistically linking the constituent universities and to realize education through which a broad perspective, highly professional knowledge and technology, comprehension skills, deep insight and power of execution will be acquired. Through cultivating researchers and professional engineers/technologists with highly professional competence, abundant academic knowledge and a broad perspective, it also aims to contribute to the advancement of agricultural science and the development of biological-resources-related industries.

Agricultural science is an integrated science based on the relationship between biological production and human life, consisting mainly of biological science, biological resources science, environmental science, life science and social science. (in Charter of Agricultural Science, Japan, 2002) The United Graduate School provides a wide variety of subjects through the credit-based system and allows its students to conduct a research for their doctoral dissertation under the guidance of multiple supervisors. The United Graduate School promotes education and research to allow students to acquire broad knowledge of agriculture and the ability to conduct a research on a given subject and seek a solution, and furthermore to develop the ability to solve problems and the ability to discover research subjects that can be exercised in the boundary fields and multidisciplinary fields.

1. Strive to utilize the synergy of both universities in promoting credit-based system and providing guidance for doctoral dissertation research.
2. Foster human resources that have strong ethics and leadership as an engineer/technologist and a researcher.
3. Foster researchers and professional engineers/technologists who understand agricultural science as an integrated science and contribute to the society.
4. Foster human resources who have a willingness to contribute to the local community.
5. Foster human resources with international perspectives who can play an active role on the global stage.
6. Promote acceptance of international students who are willing to learn and acquire advanced agricultural technologies and science.

Key Strategies of the United Graduate School of Agricultural Science

1. Education

(1) Education of the United Graduate School

- Develop a system which enables students to receive broad educational and research guidance at the constituent universities.
- Conduct the Faculty Development (FD) on an ongoing basis to improve the quality of education.
- Cultivate researchers and professional engineers with highly professional ability and abundant academic knowledge.
- Enhance its sub-supervisor system to further strengthen research guidance by multiple supervisors.
- Strengthen its educational research organizations by utilizing its guidance system realized by collaboration of both universities.
- Provide distance education by utilizing information technology (IT) and network.
- Enhance and further improve the Integrated Agricultural Seminar.

(2) Globalization of education and research

- Actively accept international students to cultivate human resources that can play an active role on the global stage.
- Promote education that fosters a broad and international perspective.
- Promote education in English and provide research guidance to pursue outstanding international research.

2. Research

- Enhance its support system to stimulate research activities.
- Promote research that can respond flexibly to the development and changes in science technology.
- Strive to create an environment in which students will be aspired and motivated to conduct a research.

3. Social Action

- Provide care to international students at the time of their acceptance and during their study as well as after the completion of their study.
- Strive to provide financial assistance such as scholarships to privately funded international students.
- Encourage research on a subject related to the local community and thereby contribute to the local society.

4. Administration

- Validate the operation and promote continuous improvement of managing the graduate school.
- Strive to stabilize its financial basis necessary for education and research.
- Conduct recognizable publicity activities such as its website and annual report.
- Ensure that everyone is well informed concerning protection and management of information, in particular, personal information.
- Promote utilization of IT devices and strive to simplify the operational systems.

「入学者受入れの方針」（アドミッションポリシー）

本研究科は、静岡大学大学院総合科学技術研究科及び岐阜大学大学院応用生物科学研究科が中心となり、2つの大学が有機的に連合することによって、特徴ある教育・研究組織を構成し、単位制教育による多様な科目を提供し、複数教員による博士論文研究指導を進めています。

農学の理念は、地球という生態系の中で、環境を保全し、食料や生物資材の生産を基盤とする包括的な科学技術及び文化を発展させ、人類の生存と福祉に貢献することです。またこの学問は、人間の生活にとって不可欠な生物生産と人間社会との関わりを基盤とする総合科学であり、生命科学、生物資源科学、環境科学、生活科学、社会科学等を主要な構成要素としています。（平成14年「農学憲章」より抜粋）

本研究科は、生物（動物、植物、微生物）生産、生物環境及び生物資源に関する諸科学について、高度の専門能力と豊かな学識、広い視野を持った研究者及び高度専門技術者を養成し、農学の進歩と生物資源関連産業の発展に寄与することを目指しています。そして、農学の持つ幅広い知識を学び、課題を探求し、境界領域や複合領域における諸問題の解決及び課題発掘能力を醸成する教育を行います。また、高度な農学の諸技術や科学の習得を希望する外国人留学生も積極的に受け入れます。

求める学生像

1. 人類の生存を基本に農学の総合性を理解し地域及び社会貢献に意欲を持つ人
2. 研究課題を自ら設定し、その課題にチャレンジする意欲を持つ人
3. 専門の知識だけでなく、幅広い知識の吸収に意欲を持つ人
4. 倫理観を持ち、農学及び関連分野でリーダーシップを発揮できる人
5. 国際的に活躍する意欲があり、そのための基礎力を持つ人

各専攻の入学者受入れの方針：

生物生産科学専攻

作物の肥培管理及び家畜の飼養管理、動植物の保護・遺伝育種、生産物の利用、農林畜産業の経営、経済及び物流に関する諸問題を総合し、第1次産業としての植物及び動物の生産から、加工・流通を経て、消費者への供給に至るまでの生物関連産業の全過程に関する学理と技術に関する諸問題に関心を持ち、これらに関し社会から必要とされる研究に意欲を持つ人を求めます。

生物環境科学専攻

地球規模の環境と生物のかかわりや農林業等の生物生産の基礎となる自然環境に関する諸問題について生態学・生物学的、物理学的及び化学的手法によって学理を究めようとする人を求めます。

また、持続可能な生物資源の管理、森林生態系や農地生態系の環境保全に関する原理と技術について研究することで社会に貢献することに強い意欲を持つ人を求めます。

生物資源科学専攻

動物、植物、微生物等の生物資源とその生産基盤である土壌について、その組織・構造・機能を物理化学・有機化学・生化学・分子及び細胞生物学など多面的かつ総合的立場から解析することによって、生物資源及び生命機能に関する基盤的な学理を極め、さらに未利用資源を含めた生物資源のより高度な利活用、新規機能物質の創製、環境改善への応用に関する原理の理解と技術の修得に

意欲を持つ人を求めます。

岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻

本専攻は、留学を伴う国際的な教育環境の中で食品科学技術に関する学識と高度な技術を修得し、食品に関連する日印両地域の課題解決に貢献しようとする意欲的な学生を求めます。

UGSAS-GU Admission Policy

The United Graduate School provides unique educational programs with a wide variety of subjects under the credit-based system and doctoral dissertation research guidance by multiple supervisors through the synergistic linkage mainly between the Graduate School of Integrated Science and Technology, Shizuoka University and the Graduate School of Applied Biological Science, Gifu University.

The principles of agricultural science are: in an ecological system called Earth, to preserve environment; to develop comprehensive scientific technologies and cultures based on the production of foods and biological materials; and to contribute to the existence and welfare of mankind. Agricultural science is an integrated science based on the relationship between biological production, which is essential to human life, and human society, consisting mainly of biological science, biological resources science, environmental science, life science and social science. (in Charter of Agricultural Science, Japan, 2002)

The Graduate School aims to cultivate researchers and professional engineers/technologists with highly professional ability, abundant academic knowledge and a broad perspective of science related to Biological (animals, plants, and microbial products) Resources, Biological Environment and Biological Resources, and thereby to contribute to the advancement of agricultural science and development of biological-resources-related industries. The Graduate School provides education to allow students to acquire extensive knowledge of agricultural science and to conduct a research on a given subject and seek a solution, and furthermore to develop the ability to solve problems and the ability to discover research subjects that can be exercised in the boundary fields and multidisciplinary fields. The Graduate School also welcomes overseas applicants who are willing to learn and acquire advanced agricultural technologies and science.

Students the UGSAS-GU seeks:

1. Individuals who are willing to understand the integrate nature of agricultural science based on the existence of mankind and to contribute to the local community and society.
2. Individuals who are willing to set research subjects on their own and to challenge such research subjects.
3. Individuals who are willing to absorb not only professional knowledge but also a wide range of knowledge.
4. Individuals who have strong ethics and are able to exercise their leadership skills in the agricultural science and other relevant fields.
5. Individuals who are willing to play an active role on the global stage and have necessary basic ability.

Admission policy of each course

Science of Biological Production

Candidates should have an interest in and a desire for societally-demanded research in scientific principles and technologies uniting issues in soil fertility management for crops and nutritional management of livestock; animal and plant protection, breeding and genetics, and product use; and management, economics, and physical distribution in agricultural, forestry, and livestock industries, in all processes of these primary industries leading from plant and animal production and processing to delivery to the consumer.

Science of Biological Environment

Candidates should have an interest in the use of ecological, biological, physical, and chemistry-based techniques to investigate scientific principles in issues affecting the environment and organisms at a global level, and natural environment-related issues grounded in biological production in agricultural, forestry, and other related industries.

Candidates should also have a strong desire to contribute to society through research of scientific principles and technologies relating to sustainable management of bioresources and environmental conservation of forest ecosystems and cultivated ecosystems.

Science of Biological Resources

Candidates should have a desire to investigate basic scientific principles concerning biological resources and life functions by analyzing the organization, structure, and function of animal, plant, microbial, and other bioresources and soil, the base of their production, from an interdisciplinary and integrated perspective including physical chemistry, organic chemistry, biochemistry, and molecular and cellular biology. Candidates should also have a desire to master technologies and understand principles relating to advanced utilization of bioresources, including unutilized resources; discovery of new functional materials; and application in environmental improvement.

The international joint PhD program

1. have the desire to understand the integrative nature of agricultural science based on the existence of mankind and to contribute to the local community and society.
2. can set research topics independently and undertake the challenges in pursuit of their research related to their major subject.
3. are interested in acquiring a broad spectrum of professional and research knowledge.
4. possess strong ethics and are able to exercise their leadership skills in the agricultural science and other relevant fields.
5. are expected to play an active role on the global stage and demonstrate such ability.

研究科教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

本研究科は課程プログラムにおいて共通科目及び専攻開講科目を提供します。以下に主な科目等とそれぞれの目的を示します。これらの履修を通して高度の専門能力と豊かな学識, 広い視野をもった研究者及び高度専門技術者を育成していきます。

1. 総合農学ゼミナール, インターネットチュートリアル: 参加及び履修によって広範囲の高度な専門知識を習得します。また, 国際コミュニケーション及びプレゼンテーション能力と情報分析・評価能力等を育みます。
2. 研究者倫理・職業倫理, メンタルヘルス・フィジカルヘルス: 研究者・専門職業人にとっての倫理及び自己管理能力を育みます。
3. 特別講義, 特別ゼミナール, 特別演習: 履修により, 高度で広範な専門知識を習得します。
4. 特別研究: 半年毎に開催される中間発表等において, 指導教員3名から博士論文研究についての質問や有益なアドバイスを受け, 研究に反映させることにより, 論文の完成へ導きます。学年進行に伴う努力の積み上げにより, 第三者から指摘された問題に対して適切に対応する能力を育み, 最終試験での評価として結実します。このプロセスを通してプレゼンテーション能力を高め, 幅広い専門知識の蓄積と活用のための整理・体系化の仕方を学びます。
5. 農学特別講義 (日本語・英語, 多地点遠隔講義): 広範囲の高度な専門知識を習得し, 合わせて国際性とコミュニケーション能力を育みます。
6. 学際特別講義 (日本語・英語, 多地点遠隔講義): 学際分野の高度な専門知識を習得し, 自身の研究分野の位置づけを理解するとともに, 国際性とコミュニケーション能力を育みます。
7. 独創的な課題研究と論文作成: 問題解決の手法, 論理的な思考法, 発展的課題の設定法を育み, 国内外の学会で発表するとともに学術論文として公表することを学び, 博士論文の基盤とします
8. 国際学会海外渡航助成: プレゼンテーション能力及び国際性を一層高める機会が得られるとともに, 海外で自己の研究を客観的に評価される機会を得ます。
9. TA 及び RA: 学生実験・実習・演習の教育補助などを行うことによって, 教育の実践経験を積んでいきます。また, 教員の研究を補助することによって関連研究の進め方を実践下で学びます。

岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻のカリキュラムポリシー

本専攻では, 食品科学技術に関する学理とデザイン思考の要素を取り入れ標準化した研究リテラシーに基づく博士論文研究を中心とする教育課程を提供します。そのカリキュラムは, 日本とインド双方での留学と国際協働による研究活動を含み, それぞれの地域で異なる文化・産業への理解を深めることにより, 通常専攻のカリキュラムポリシーに加えて, 異文化への適応力と豊かな国際性を身につけることができます。

岐阜大学・リール大学 (フランス) の共同指導学位プログラムのカリキュラムポリシー

本プログラムでは, 農学を基軸とした生命科学に関する学理を追求する, 研究を主とした教育課

程を提供します。カリキュラムは、日本とフランス双方での留学と国際協働による研究活動を含み、それぞれの地域で異なる文化・産業への理解を深めることにより、通常専攻のカリキュラムポリシーに加えて、異文化への適応力と豊かな国際性を身につけることができます。

岐阜大学・ヴィータウタス・マグヌス大学（リトアニア）の共同指導学位プログラム

本プログラムでは、植物科学・動物科学・食品科学・生態科学・森林科学・環境科学の分野で、世界に展開する「農学」を追求する、研究を主とした教育課程を提供します。カリキュラムは、日本とリトアニア双方での留学と国際協働による研究活動を含み、それぞれの地域で異なる文化・産業への理解を深めることにより、通常専攻のカリキュラムポリシーに加えて、異文化への適応力と豊かな国際性を身につけることができます。

学修成果の評価については、全学的な申し合わせ及び各科目のシラバスに記載された成績評価項目等に基づき、授業目標への達成度により評価を行います。

Graduate School Curriculum Policy

The United Graduate School of Agricultural Science, Gifu University (UGSAS, GU) provides common and specialized subjects through its course program. The main subjects and their purposes are explained below. The UGSAS, GU fosters researchers and professional engineers/technologists with highly professional competence, abundant academic knowledge, and a broad perspective by accomplishing these studies.

1. **“Integrated Agricultural Seminar” and “Internet Tutorial”**

Students will acquire a wide range of highly professional knowledge by taking and completing these subjects. In addition, students will develop skills such as international communication, presentation, analyzing, and assessing information.

2. **“Researcher Ethics / Professional Ethics” and “Mental Health / Physical Health”**

Students will develop ethics and self-management skills required for researchers and professionals.

3. **“Special Lecture”, “Special Seminar”, and “Advanced Seminar”**

Students will acquire a broad range of highly professional knowledge by completing these courses.

4. **“Thesis Research”**

Students will receive questions and valuable advice regarding their doctoral dissertation research from three supervisors at the midterm presentation held every half a year or on other occasions, and through reflecting on such advice in their research, they will be led to complete their dissertation. By accumulating efforts as they advance to the following year, students will develop the ability to correctly respond to issues pointed out by third persons. The accumulated efforts will produce fruit, which will be evaluated in the final examination. Through this process, students will improve presentation skills and learn organizational skills and systematization skills that are necessary for the accumulation and utilization of a wide range of professional knowledge.

5. **“Special Lecture on Agriculture (Japanese / English)” (Multi-point distance learning)**

Students will acquire a wide range of highly professional knowledge and develop international perspectives and communication skills.

6. **“Interdisciplinary Special Lecture (Japanese / English)” (Multi-point distance learning)**

Students will acquire highly professional knowledge, understand the role of their own field of study, and develop international perspectives and communication skills.

7. **Research on a creative subject and preparation of dissertation**

Students will learn how to solve issues, think logically, and set constructive subjects, and further learn how to present their research at scientific meetings (domestic and international) and to publish academic papers, which will become the basis of doctoral dissertations.

8. Aid for overseas travel to attend the international conference

Students will be given opportunities to enhance their presentation skills and international perspective and to have their research evaluated subjectively in foreign countries.

9. TA (Teaching Assistant) and RA (Research Assistant)

Through assisting students' experiments, training, and practice, students will accumulate practical experience for teaching. By assisting teachers' research, students will also learn how to conduct relevant research in a practical situation.

Curriculum Policy of International Joint Ph.D. Program in Food and Technology, Gifu University and Indian Institute of Technology, Guwahati (India)

In this program, we will provide a curriculum focused on doctoral dissertation research based on standardized research literacy that incorporates elements of science and design thinking related to food science and technology; The curriculum includes study abroad in partner universities as well as International collaborative research activities. By deepening an understanding of different cultures and industries in each region, students will be able to acquire adaptability to different cultures and internationality in addition to the above curriculum policy.

Curriculum Policy of Cotutelle Program between Gifu University and the University of Lille (France)

In this program, we will provide a curriculum focused mainly on research to pursue scientific principles related to biological science based on agricultural science. The curriculum includes studying in the partner university as well as international collaborative research activities. In addition to the above curriculum, by deepening an understanding of different cultures and industries in each region, students will be able to acquire adaptability to different cultures and international perspectives.

Curriculum Policy of Cotutelle Program between Gifu University and Vytutas Magnus University (Lithuania)

In this program, we will provide a curriculum focused mainly on worldwide research to pursue "agricultural science", including plant science, animal science, food science, ecological science, forest science and environmental science. The curriculum includes studying in the partner university as well as international collaborative research activities. In addition to the above curriculum, by deepening an understanding of different cultures and industries in each region, students will be able to acquire adaptability to different cultures and international perspectives.

Learning outcomes are assessed according to the level of achievement of class goals based on, among other things: the relevant university-wide agreement; and the performance assessment items listed in the syllabus of each subject.

研究科卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

研究科は、高度の専門能力と豊かな学識、広い視野を持った研究者及び高度専門技術者を養成し、修了時に以下の能力を備えていることを保証します。

1. 各自の専門領域における学識と高度な技術活用能力や分析能力。
2. 専門領域に関連した分野における種々の諸問題について、幅広い知識をもって科学的に解説する能力。
3. 独創的な研究課題を設定し、解決して内容を学術論文として出版化できる能力。
4. 国内外の研究者・技術者と共同でプロジェクトを実施・推進できる能力。
5. 研究者や高度専門技術者としての倫理性を理解し、規範として行動する能力。

なお、課程修了にあつては、修了者の上記能力の修得度・達成度を保証するために厳格な学位認定を行います。

学位認定に必要な専門的能力の内容と水準は、以下のとおりです。

内 容	水 準
専門知識・技術の活用能力および分析能力	各自の専門領域における学識に基づき、高度な技術の活用や分析ができる。
科学的解説能力	専門領域に関連した分野における種々の諸問題について、幅広い知識をもって科学的に説明できる。
研究課題探索および解決能力、 学術論文作成能力	独創的な研究課題を設定・解決し、その内容を学術論文として出版できる。
共同研究推進能力	国内外の研究者・技術者と共同でプロジェクトを実施・推進できる。
研究者倫理とリーダーシップ能力	研究者や高度専門技術者としての倫理性を理解し、規範として行動できる。

地球という生態系、その環境の中で、食料や生物資材の生産を支える包括的な科学技術及び文化を発展させ、人類の生存と福祉に貢献する農学について学び、高い見識を有し、理念を理解した修了生に博士（農学）の授与を認める。

地球という生態系、その環境の中で、人々の生活と健康を支える包括的な科学技術及び文化を発展させ、人類の生存と福祉に貢献する、農学を基軸にした生命科学、応用化学、環境科学などの学際領域について学び、高い見識を有し、理念を理解した修了生に博士（学術）の授与を認める。

Graduate School Diploma Policy

The United Graduate School of Agricultural Science, Gifu University (UGSAS, GU) is committed to fostering researchers and professional engineers/technologists with exceptional expertise, extensive academic knowledge, and a broad perspective. The Doctor of Philosophy (in Agricultural Science) conferred by UGSAS, GU serves as a testament to the quality and capabilities of its recipients, ensuring that they possess the following competencies:

1. The ability to apply advanced technologies and conduct in-depth analyses grounded in extensive academic knowledge within their specialized fields.
2. The ability to integrate broad interdisciplinary knowledge and provide scientific explanations for a wide range of issues related to their area of expertise.
3. The ability to identify compelling research topics, address complex challenges, and disseminate their findings through academic publications.
4. The ability to initiate, implement, and collaborate on research projects with scholars and professionals both within Japan and internationally.
5. The ability to comprehend and adhere to both codified and implicit ethical principles governing researchers and highly specialized engineers/technologists.

To uphold the highest academic standards, UGSAS, GU maintains a rigorous and stringent evaluation process for awarding the doctoral degree, ensuring that all recipients have attained these five essential competencies at an advanced level.

〈“Requirements” and “Criteria” for Degree Authorization〉

Requirement	Criteria
Application of Academic Knowledge, Technologies and Analytical Skills	Able to apply the advanced technologies and develop an analysis based on the academic knowledge in the specialized field.
Provision of Scientific Explanation	Able to apply broad knowledge and provide scientific explanations for various issues in the relevant fields to the specialty.
Research Development from Topic to Publication	Able to develop an interesting research topic, solve the problems and make the results into publication as an academic paper.
Implementation of Joint Project	Able to implement and pursue a joint project with other researchers and engineers/technologists in and out of Japan.
Observance of Ethics	Able to understand and observe both codified and uncoded ethics of researchers and highly professional engineers/technologists.

The degree of Doctor of Philosophy in Agricultural Science shall be conferred upon students who meet the following requirements:

- Have pursued the study of agricultural science, a discipline that, within the framework of Earth's ecosystems and environment, advances comprehensive scientific technologies and cultural practices to sustain food and biological material production, thereby contributing to the prosperity and well-being of humankind.
- Demonstrate profound insight into agricultural science and a deep comprehension of its fundamental principles.

The degree of Doctor of Philosophy shall be conferred upon students who meet the following requirements:

- Have engaged in the study of interdisciplinary fields centered on agricultural science, including biological science, applied science, and environmental science—disciplines that, within the framework of Earth's ecosystems and environment, advance comprehensive scientific technologies and cultural practices to sustain human life and health while contributing to the existence and well-being of humankind.
- Demonstrate profound insight into these fields and a deep understanding of their fundamental principles.

岐阜大学大学院連合農学研究科規程

[平成 19 年 10 月 1 日]
[規 程 第 2 号]

(趣旨)

第 1 条 岐阜大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項は、岐阜大学大学院学則（平成 19 年岐阜大学規則第 51 号）（以下「大学院学則」という。）及び岐阜大学学位規則（平成 16 年岐阜大学規則第 117 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。（教育研究上の目的）

第 2 条 研究科は、特徴ある教育・研究組織を編成し、生物生産、生物環境、生物資源及び食品科学技術に関する諸科学について高度の専門的能力と豊かな学識、広い知識をもった研究者及び専門技術者を養成し、農学の進歩と生物資源関連産業の発展に寄与し、さらに、農林畜産分野の人材育成を切望する海外からの要請にも応えて、高度の学術・技術の修得を希望する外国人留学生を積極的に受け入れ、諸外国における農学及び関連産業の発展に寄与し、また、教育・研究組織は、中部地区の環境、立地など農学及び産業に関連する諸要因を考慮し、中部地区の発展にも貢献するものとする。

2 研究科の各専攻の教育目的は、次のとおりとする。

専 攻	教 育 目 的
生物生産科学専攻	作物の肥培管理及び家畜の飼養管理、動植物の栄養、保護、遺伝育種、生産物の利用、農林畜産業の経営、経済及び物的流通に関する諸分野を総合し、第 1 次産業としての植物及び動物の生産から消費者への供給に至るまでの全過程に関する学理と技術に関する諸問題を教育・研究し、係る分野において社会から必要とされる研究者、専門技術者を養成する。
生物環境科学専攻	農林業生物生産の基礎となる自然環境、地球規模の環境と生物の関わりに関する諸問題について、生態学、生物学的、物理的及び化学的手法によって学理を究め、生物資源の維持、農地及び林野の造成、管理に関する原理と技術について教育・研究し、係る分野において社会から必要とされる研究者、専門技術者を養成する。
生物資源科学専攻	動物、植物、微生物、土壌等の生物資源について、その組織・構造・機能を分子生物学、有機化学、細胞生物学、物理化学など多面的、総合的立場から解析することによって、生物資源並びに生命機能に関する学理を究め、生物工学の基礎研究を行い、未利用資源を含めた生物資源の構造と機能の解明とより高度な加工・利用、新機能の創生及び廃棄物処理に関する原理と技術について教育・研究し、係る分野において社会から必要とされる研究者、専門技術者を養成する。
岐阜大学・インド工科大学 グワハティ校 国際連携食品科学技術専攻	留学を伴う国際的な教育環境の中で食品科学技術に関する学識と高度な技術を修得し、食品に関連する日印両地域の課題解決について教育・研究し、係る分野において社会から必要とされる研究者、専門技術者を養成する。

3 各専攻の教育目的は、研究科のホームページ並びに同概要及びパンフレットに掲載し、公表するものとする。

(運営)

第3条 研究科の運営は、国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学及び国立大学法人静岡大学（以下「構成大学」という。）間で締結された構成国立大学法人間協定書に基づき行うものとする。

(組織)

第4条 研究科の教員組織は、研究科の専任の大学教員（以下「専任教員」という。）並びに岐阜大学応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、静岡大学大学院総合科学技術研究科、岐阜大学教育学部、岐阜大学地域科学部、岐阜大学社会システム経営学環、岐阜大学高等研究院環境社会共生体研究センター、岐阜大学糖鎖生命コア研究所、静岡大学グリーン科学技術研究所、静岡大学大学教育センター、静岡大学防災総合センター及び静岡大学保健センターの大学教員で、研究科における研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する者並びに研究機関との連携による客員教授及び客員准教授（第3項において「客員教員」という。）（以下「研究科教員」という。）をもって編成する。

2 専任教員は、入学希望者（外国人留学生となることを希望する者を含む。）に対する志願及び履修の指導並びに学生が配置された大学間における教育研究上の問題に関する調整等を行うものとする。

3 専任教員及び客員教員の選考並びに研究科教員の資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第5条 研究科に、研究科長を置き、研究科教員のうち岐阜大学の専任の教授から学長が選考する。

2 研究科長候補者の推薦については、別に定める。

(研究科長補佐)

第5条の2 研究科に、研究科長補佐を置く。

2 研究科長補佐に関する事項については、別に定める。

(研究科委員会)

第6条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(入学資格)

第7条 削除

(入学の志願手続)

第8条 大学院入学の前年度において、岐阜大学大学院入学資格に関する規程（平成29年規程第17号）第2条第2項の各号のいずれかに該当する者は、研究科へ入学を志願することができる。

(授業及び研究指導)

第9条 研究科における授業及び研究指導については、研究科教員（研究指導の補助を担当する教員を除く。）が担当する。

(指導教員)

第10条 学生の研究指導等のため、指導教員を置き、専任教員及び研究科教員をもって充てる。

2 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する大学教員を主指導教員、主指導教員とともに研究指導を行う大学教員を副指導教員とし、学生1人について主指導教員1人、副指導教員2人とする。

3 前項の主指導教員は、研究科における研究指導を担当する資格を有する大学教員をもって充てる。

4 研究科長は、研究科委員会の意見を聴いて、主指導教員及び副指導教員を指名する。

(教育方法)

第 11 条 研究科の教育は、授業・研究指導及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 研究科における各専攻（次項に規定する岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻を除く。）の授業科目及び単位数は別表 1 - 1 のとおりとする。

3 岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻の授業科目及び単位数は、別表 1 - 2 のとおりとする。

4 第 2 項の規定に関わらず、英語特別プログラムにおける授業科目及び単位数は別表 1 - 3 のとおりとする。

5 別表 1 - 1 から別表 1 - 3 までに掲げる科目区分における授業科目、単位数その他必要な事項は、別に定める。

6 学生は、主指導教員の指導に従い、研究題目を定め、速やかに研究題目届（別紙様式 1）により研究題目及び研究計画を主指導教員に届け出なければならない。なお、研究題目及び研究計画を変更するときも同様とする。

7 前項の届出を受けた主指導教員は、速やかに教育研究指導計画書（別紙様式 2）を作成し、研究科長に申請するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 11 条の 2 学生が職業を有している等により、当該学生に係る修業年限を越えて一定期間にわたる計画的な教育課程の履修をする場合に関する必要な事項は、学則に定めるもののほか、別に定める。

(修得単位数等)

第 12 条 研究科における各専攻（次項に規定する岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻を除く。）の学生は、修了に必要な単位数 12 単位（必修科目 8 単位、選択科目 4 単位）以上を修得しなければならないものとし、内訳は別表 2 - 1 のとおりとする。

2 岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻の学生は、修了に必要な単位数 12 単位（必修科目 9 単位、選択科目 3 単位）以上を修得しなければならないものとし、内訳は別表 2 - 2 のとおりとする。

3 第 2 項の規定に関わらず、英語特別プログラムの学生は、修了に必要な単位数 12 単位（必修科目 10 単位、選択科目 2 単位）以上を修得しなければならないものとし、内訳は別表 2 - 3 のとおりとする。

(転専攻)

第 12 条の 2 学生が岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻と本研究科の他の専攻の間で転専攻を志願しようとするときは、研究科委員会の議を経て、研究科長の許可を得なければならない。

(他大学院における授業科目の履修等)

第 13 条 他大学院における授業科目の履修を願い出た者については、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長は、その履修を許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目については、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、他大学院における授業科目の履修等に関し必要な事項は、大学院学則の定めるところによる。

(他大学院等における研究指導)

第 14 条 他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを願い出た者については、教育上有益であると認めるときは、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長は、その研究指導を受けることを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、大学院学則の定めるところによる。

(成績基準の評価等の明示等)

第 15 条 授業及び研究指導の方法及び内容並びにその計画を明示し、合わせて学修の成果及び修了に係る基準を明示し、適切に行うものとする。

2 前項に定める授業及び研究指導の方法及び内容並びにその計画及び基準は、別に定める。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第 16 条 前条に定める基準等の改善を図るための組織的な研修及び研究については、別に定める。

(外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の履修等)

第 17 条 外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の履修等については、大学院学則の定めるところによる。

(学位論文の提出、審査等)

第 18 条 学位論文を提出できる者は、所定の単位を修得した者又は学位論文の審査終了時までに修得見込みの者とする。

2 前項に定めるもののほか、学位論文の提出、審査方法等は、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が定める。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が定める。

2 研究科に関する事務は、岐阜大学応用生物科学部事務部において処理する。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 岐阜大学大学院連合農学研究科規則（平成 16 年岐阜大学規則第 207 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年度以前に入学した者に係る教育方法、修得時間数等及び学位論文の提出等は、改正後の岐阜大学大学院連合農学研究科規程第 11 条、第 12 条及び第 19 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年度以前に入学した者の修得単位数については、改正後の岐阜大学大学院連合農学研究科規程第 11 条及び 12 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 3 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1-1 (第 11 条関係)

連合農学研究科 (岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻を除く。)

授業科目及び単位表

科目区分	専攻/学位の種類	必修・選択	授業科目	単位数
共通科目	全専攻	必修	総合農学ゼミナール	1
			研究者倫理・職業倫理	0.5
			メンタルヘルス・フィジカルヘルス	0.5
	全専攻/農学	選択 A	農学特別講義 I (日本語)	1
			農学特別講義 II (英語)	1
			農学特別講義 III (英語)	1
	全専攻/学術	選択 A	学際特別講義 I (日本語)	1
			学際特別講義 II (英語)	1
			学際特別講義 III (英語)	1
	全専攻	選択 B	科学英語ライティング	1
			研究インターンシップ	1
			インターネットチュートリアル	1
カルタヘナ議定書			1	
専門科目	生物生産科学専攻	必修	生物生産科学特別研究	6
			生物生産科学特別講義	1
		選択 C	生物生産科学特別ゼミナール	1
			生物生産科学特別演習	1
	生物環境科学専攻	必修	生物環境科学特別研究	6
			生物環境科学特別講義	1
		選択 C	生物環境科学特別ゼミナール	1
			生物環境科学特別演習	1
	生物資源科学専攻	必修	生物資源科学特別研究	6
			生物資源科学特別講義	1
		選択 C	生物資源科学特別ゼミナール	1
			生物資源科学特別演習	1

別表 1-2 (第 11 条関係)

岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻授業科目及び単位表

科目区分	専攻	必修・選択	授業科目	単位数	
共通科目	岐阜大学・ インド工科大学 グワハティ校 国際連携食品 科学技術専攻	必修	総合農学ゼミナール	1	
			研究者倫理・職業倫理	0.5	
			メンタルヘルス・フィジカルヘルス	0.5	
		選択	学際特別講義Ⅱ (英語)	1	
			学際特別講義Ⅲ (英語)	1	
			インターネットチュートリアル	1	
			研究インターンシップ	1	
科学英語ライティング			1		
カルタヘナ議定書			1		
専門科目			必修	ディザテーションプロジェクトプロポーザル	1
				バイマンスリープログレスレビュー	3
				アニュアルプログレスレビュー	2
				ディザテーションシノプシスレビュー	1
			選択	食品科学技術特別講義	1
	食品科学技術特別ゼミナール			1	
	食品科学技術特別演習			1	

別表 1-3 (第 11 条関係)

連合農学研究科授業科目及び単位表 (英語特別プログラム)

科目区分	専攻 / 学位の種類	必修・選択	授業科目	単位数
共通科目	全専攻	必修	総合農学ゼミナール	1
			研究者倫理・職業倫理	0.5
			メンタルヘルス・フィジカルヘルス	0.5
			科学英語ライティング	1
		選択 A	研究インターンシップ	1
			インターネットチュートリアル	1
	カルタヘナ議定書		1	
	全専攻 / 農学	選択 A	農学特別講義 I (日本語)	1
		必修	農学特別講義 II (英語)	1
		選択 A	農学特別講義 III (英語)	1
	全専攻 / 学術	選択 A	学際特別講義 I (日本語)	1
		必修	学際特別講義 II (英語)	1
選択 A		学際特別講義 III (英語)	1	
専門科目	生物生産科学専攻	必修	生物生産科学特別研究	6
		選択 B	生物生産科学特別講義	1
			生物生産科学特別ゼミナール	1
			生物生産科学特別演習	1
	生物環境科学専攻	必修	生物環境科学特別研究	6
		選択 B	生物環境科学特別講義	1
			生物環境科学特別ゼミナール	1
			生物環境科学特別演習	1
	生物資源科学専攻	必修	生物資源科学特別研究	6
		選択 B	生物資源科学特別講義	1
			生物資源科学特別ゼミナール	1
			生物資源科学特別演習	1

※農学特別講義 I, II, III と学際特別講義 I, II, III はいずれかのみ履修可

別表 2-1 (第 12 条関係)

連合農学研究科 (岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻を除く。) 修了に必要な最低修得単位数表

科目区分	必修科目	選択科目		
		選択 A	選択 B	選択 C
共通科目	2	※	※	
専門科目	6			※
合計	8	4		

※選択 A, 選択 B, 選択 C の科目群からそれぞれ 1 単位以上修得し, 合計 4 単位以上修得すること。

別表 2-2 (第 12 条関係)

岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻修了に必要な最低修得単位数表

科目区分	必修科目	選択科目
共通科目	2	3
専門科目	7	
合計	9	3

別表 2-3 (第 12 条関係)

連合農学研究科修了に必要な最低修得単位数表 (英語特別プログラム)

科目区分	必修科目	選択科目	
		選択 A	選択 B
共通科目	4	1	
専門科目	6		1
合計	10	2	

※選択 A, 選択 B の科目群からそれぞれ 1 単位以上修得し, 合計 2 単位以上修得すること。

年 月 日
Year Month Day

岐阜大学大学院連合農学研究科長 殿

To: The Dean of the United Graduate School of Agricultural Science, Gifu University

年度入学 専攻

学籍番号

氏 名

Year of Admission: Course:

School Register Number:

Name:

研 究 題 目 届

Notification of Research Title

研究題目 Research Title			
研究計画 Research Plan			
指導教員名 Academic Supervisors	(主) Primary Academic Supervisor 大学	(副) First Co-Academic Supervisor 大学	(副) Second Co-Academic Supervisor 大学

別紙様式第2（第11条関係）

年度岐阜大学大学院連合農学研究科教育研究指導計画書

氏名		所属	専攻		入学年度	年度
----	--	----	----	--	------	----

研究題目						
指導教員	主指導教員		連合農学の 研究所の属	専攻		所属 大学名 岐阜大学 静岡岡
	副指導教員 ①		連合農学の 研究所の属	専攻		所属 大学名 岐阜大学 静岡岡
	副指導教員 ②		連合農学の 研究所の属	専攻		所属 大学名 岐阜大学 静岡岡
指導教員を補助する教員		氏名		所属	大学大学院	学研究科 講座・施設
教育・研究指導計画	主指導教員の教育・研究指導			主に教育・研究指導を行う機関等名	大学	学部 研究室
				教育・研究指導の形態		
				年間の教育・研究指導時間数	研究指導（論文指導を含む。） 週 時間 年間 時間	
	副指導教員①の教育・研究指導			主に教育・研究指導を行う機関等名	大学	学部 研究室
				教育・研究指導の形態		
				年間の教育・研究指導時間数	研究指導（論文指導を含む。） 週 時間 年間 時間	
	副指導教員②の教育・研究指導			主に教育・研究指導を行う機関等名	大学	学部 研究室
				教育・研究指導の形態		
				年間の教育・研究指導時間数	研究指導（論文指導を含む。） 週・集中 時間 年間 回 時間	

主指導教員氏名：

学位論文審査要件にかかる学術誌の認定基準の申合せ

[平成18年8月18日]
[第5回代議員承認]

I. 学術雑誌

学位論文審査要件にかかる学術誌（以下、審査要件学術誌と呼ぶ。）は下記の条件を満たすものとする。

1. 掲載論文が日本語あるいは英語、またはその両方で記載されている学術誌であること。
2. レフェリー制のある学術雑誌であること。
3. 下記①から⑤のいずれか1つ以上に該当する学術誌であること。
 - ① Web of Science のうち、Core Collection に掲載されている学術誌
 - ② Web of Science のうち、Current Contents Connect に掲載されている学術誌
 - ③ 全国6連合農学研究科協議会が運営・編集・発行する Reviews in Agricultural Science
 - ④ 日本学術会議会員推薦委員会（旧）により、第19期登録学術研究団体に記載された団体、あるいは名称変更した後継団体が発行する学術誌
 - ⑤ 上記①から④以外で、代議員会が適と判断し、研究科から公表されている学術誌

II. 学位論文審査要件にかかる学術誌の追加認定について

1. 上記 I. 3. ⑤に該当する審査要件学術誌の追加申請は、指導教員資格を有している教員に限る。なお、申請者には下記 II. 2. あるいは同 II. 3 のための根拠資料を提出させるものとする。
2. 日本国内に主要拠点を有する学術研究団体が発行する学術誌を新たに上記 I. 3. ⑤に該当する審査要件学術誌に加えるには、団体が次の全ての項目を満たし、2名以上の専門委員からの説明を聞いた上で、代議員会が適と判断すること。
 - 一 名称、目的、事業所、構成員の資格及び代表者について定めがあること。
 - 二 学術研究の向上発達を図るための活動が3年を超えて行われていること。
 - 三 200名以上の科学者が構成員であること。
 - 四 構成員による学術研究の発表又は討論のための集会を年1回以上開催していること。
 - 五 学術研究論文発表のための刊行物を年1回以上発行していること。
 - 六 運営及び活動に係る方針を決定する総会又はこれに準ずるものを年1回以上開催していること。
 - 七 構成員の資格を特定の地域内に居住し、又は勤務している者に限っていないこと。
3. 上記 II. 2 に該当しない学術誌を新たに上記 I. 3. ⑤に該当する審査要件学術誌に加えるには、2名以上の専門委員からの説明を聞いた上で、学位の基礎論文を掲載するにふさわしいと代議員会が全会一致で適と判断すること。

III. 専門委員

上記 II において代議員会から委嘱する専門委員は、指導教員資格を有する教員のうち、専門分野が近いものを選出する。なお、専門委員のうち、1名は代議員会構成員とする。

IV. 適用開始時期

この申合せは、平成20年3月修了にかかる学位申請書から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日からとする。

附 則

この改正は、平成 24 年 12 月 18 日からとする。

附 則

この改正は、平成 27 年 10 月 1 日からとする。

附 則

この申合せは、平成 30 年 11 月 9 日から実施する。

附 則（令和 5 年 8 月 1 日 代議員会）

この申合せは、令和 5 年 8 月 1 日から実施する。

【参考】

Ⅱ. 2 に該当しない学術誌を新たに審査要件学術誌に追加する申請を行う場合は概ね次のような項目を報告する。

1. 学術誌名
2. 出版母体（学会などの場合、学会の情報も加える。）
3. 出版社、（出版国）
4. 歴史（発刊年数、累計発刊数）
5. 年間発刊数および年間論文掲載数
6. 査読体制
7. 編集委員会の構成
8. 投稿者の限定の有無、国際誌の場合、特定国への偏りの有無
9. 登録されているデータベース（インデックス）
10. （あれば）アクセプト率
11. （あれば）最近 10 編程度の投稿からアクセプトまでの平均期間（偏差等の情報を加えてもよい）
12. （あれば）査読のやりとり状況
13. 投稿・掲載費用
14. 申請者の説明

Recognition Standards for Scientific Journals Whose Articles will be Used as a Prerequisite for Doctoral Dissertations:

I. Scientific Journals

Scientific journals whose articles will be used as a prerequisite for doctoral dissertations must satisfy the conditions below.

1. The articles in the journals must be written in Japanese or English, or both.
2. The journals must have a referee system.
3. The journals must satisfy one or more of the followings.
 - a. Journals listed on Web of Science Core Collection
 - b. Journals listed on Current Contents Connect, Web of Science
 - c. Reviews in Agricultural Science: organized, edited and published by all-Japan UGSAS groups.
 - d. Journals published by groups that are listed in the 19th Session of Registered Research Groups by the Science Council of Japan or their renamed successor groups.
 - e. Journals other than a. to d. above which are recognized by the Board of Representatives and publicly announced by UGSAS.

II. Additional recognition of scientific journals whose articles will be used as a prerequisite for doctoral dissertations:

1. Only qualified academic supervisors can apply to add journals which satisfy the condition I. 3. e. above. Those who apply will be required to submit the evidence which proves that the journals satisfy II. 2 or II. 3 below.
2. In order to add a scientific journal published by an academic research group which has its primal base in Japan to the scientific journals satisfying I. 3. e. above, the academic research group must satisfy all of the followings and be evaluated appropriate by the Board of Representatives after hearing from two or more expert committee members.
 - a. Name, purpose, office location, qualifications of active members and the representatives of the group must be provided.
 - b. The group's activities and achievements in relation to the improvement and development of scientific research must exceed three years.
 - c. Active members must be 200 or more scientists.
 - d. Meetings for presentations and discussions on scientific research by the active members must be held once or more a year.
 - e. Journals for the presentation of academic research must be published once or more a year.
 - f. General meeting or other equivalent meetings to determine the administrative and action policy of the group must be held once or more a year.
 - g. Requirements to be an active member must not be restricted to individuals who live or work in a specific region.

3. In order to add a journal which does not satisfy II. 2. above to the journals recognized under I. 3. e. above, the Board of Representatives must unanimously evaluate the journal as a suitable one to publish academic papers that form the basis of the dissertation on it after hearing from two or more expert committee members.

III. Expert committee members

The expert committee members mentioned in II, who are appointed by the Board of Representatives, shall be selected from the qualified academic supervisors whose fields of expertise are close to those of the journal. One of the expert committee members must be a member of the Board of Representatives.

IV. Period of Validity

This agreement is applied from the degree application completing in March 2008.

Supplementary Provisions (Board of Representatives, August 1st, 2023)

This agreement shall come into effect on August 1, 2023.

Reference

When applying to add a journal that does not satisfy II. 2. as a newly recognized scientific journal whose article will be used as a prerequisite for doctoral dissertation review, the following information regarding the journal is generally required to be reported.

1. Name of the journal
2. Publishing parent organization: If it is an academic association, add information on the association.
3. Publishing company (country)
4. History: number of years of publications, cumulative number of publications
5. Annual number of publications and dissertations
6. Referee system
7. Members of Editorial Board
8. Whether or not there is any restrictions of contributors; if it is an international journal, whether or not there is a bias toward particular countries.
9. The database (index) the journal has been registered for
10. (If available) Acceptance rate
11. (If available) Average period of time from submission to acceptance of about previous 10 papers. Information on the deviation between the length of period may be added.
12. (If available) Correspondence during referee reading
13. Cost of submission and publication
14. Comments by the applicant

東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程（抄）

〔 令和2年4月1日 〕
〔 機構規程第65号 〕

（趣旨）

第1条 東海国立大学機構（以下「機構」という。）における授業料等の料金に関しては、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（授業料，入学料及び検定料の額）

第2条 機構において徴収する授業料，入学料及び検定料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところとする。

平成11年度以降に入学した学生・生徒	別表第1
平成10年度以前に入学した学生	別表第2
聴講生，特別聴講生，研究生，科目等履修生，特別短期研修学生	別表第3

2 機構において徴収する外国人留学生日本語・日本文化研修コース研修生の授業料，入学料及び検定料の額は、岐阜大学にあっては別に定めるところとし、機構本部及び名古屋大学にあっては別表第4のとおりとする。

3 機構において徴収する外国人留学生日本語研修コース研修生の授業料，入学料及び検定料の額は、岐阜大学にあっては別に定めるところとし、機構本部及び名古屋大学にあっては別表第5のとおりとする。

4 第1項に規定する検定料のうち、学部及び学環（以下、「学部等」という。）において、出願書類等による選抜（以下この条において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

5 第1項に規定する検定料のうち、法科大学院において、第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り小論文、面接その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

6 義務教育学校の前期課程において、入学を許可するための選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、3,300円とする。

7 中学校又は義務教育学校の後期課程において、入学を許可するための試験、健康診断、選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、5,000円とする。

8 大学の学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。

（公開講座講習料の額）

第3条 機構において実施する公開講座の講習料の額は、別表第6のとおりとする。ただし、岐阜大学にあっては、公開講座の講習料の額を別に定めることができる。

（学位論文審査手数料の額）

第4条 機構において行う学位論文審査の手数料の額は、別表第7のとおりとする。

(受託研究員等の研究料の額)

第5条 機構において外部の機関から受け入れる受託研究員等の研究料の額は、別表第8のとおりとする。

(寄宿料の額及び徴収方法)

第6条 寄宿料の額は、別表第9のとおりとする。

2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生又は生徒から徴収方法について申出若しくは当該申出を承諾したときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、当該月に徴収することができるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、黒野寮については、別に定める方法により徴収するものとする。

(その他の料金の額及び徴収方法)

第7条 この規程に定めるもののほか、機構における料金に関しては、機構長の承認を得て定めるものとする。ただし、岐阜大学医学部附属病院諸料金規程（平成19年規程第102号）に定める料金に関しては、岐阜大学医学部附属病院長の承認を得て定めるものとし、名古屋大学医学部附属病院諸料金規程（平成16年度規程第137号）に定める料金に関しては、名古屋大学医学部附属病院長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係 平成11年度以降入学者）

区分		授業料	入学料	検定料
学生	大学院の研究科	年額	円	円
		535,800	282,000	30,000

別表第3（第2条第1項関係）

区分	授業料	入学料	検定料
聴講生	1単位 14,800円	円 28,200	円 9,800
特別聴講学生	1単位 14,800	-	-

区分	授業料	入学料	検定料
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
大学院特別聴講学生	1 単位 14,800	-	-
大学院研究生	月額 29,700	84,600	9,800
特別研究学生	月額 29,700	-	-
科目等履修生	1 単位 14,800	28,200	9,800
特別短期研修学生	月額 29,700	-	-

別表第 6 (第 3 条関係)

1 講座当たり時間数		公開講座講習料
5 時間以下		円 5,440
5 時間を超え	10 時間以下	6,490
10 時間を超え	15 時間以下	7,540
15 時間を超え	20 時間以下	8,590
20 時間を超え	25 時間以下	9,640
25 時間を超え	30 時間以下	10,690
30 時間を超え	35 時間以下	11,740
35 時間を超え	40 時間以下	12,790
40 時間を超え	45 時間以下	13,840
45 時間を超え	50 時間以下	14,890
50 時間を超え	55 時間以下	15,940
55 時間を超え	60 時間以下	16,990
60 時間を超え	65 時間以下	18,040
65 時間を超え	70 時間以下	19,090
70 時間を超え	75 時間以下	20,140
75 時間を超え	80 時間以下	21,190
80 時間を超え	85 時間以下	22,240
85 時間を超え	90 時間以下	23,290
90 時間を超え	95 時間以下	24,340
95 時間を超え	100 時間以下	25,390
100 時間を超え	105 時間以下	26,440
105 時間を超え	110 時間以下	27,490

別表第 7 (第 4 条関係)

学位論文審査手数料	円 57,000
-----------	-------------

(略)

岐阜大学における授業料の免除及び納付猶予に関する規程

[平成19年10月1日]
[規程第78号]

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜大学学則（平成19年岐阜大学規則第50号。以下「学則」という。）第79条第2項及び岐阜大学大学院学則（平成19年岐阜大学規則第51号。以下「大学院学則」という。）第62条の規定に基づき、岐阜大学（以下「本学」という。）における授業料の免除（以下「免除」という。）及び納付の猶予（月割分納による納付の猶予を含む。以下「納付猶予」という。）に関し必要な事項を定める。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「大学等修学支援法」という。）に基づく授業料の減免については、同法及び関係の政令、省令、通知等の定めるところによる。

(免除等の選考及び許可)

第2条 免除（前条第2項に規定する大学等修学支援法による授業料の減免を除く。以下同じ。）及び納付猶予（以下「免除等」という。）は、本人の申請に基づき、教育推進・学生支援機構教学委員会（以下「委員会」という。）の選考を経て（第5条から第6条第1項まで及び第6条第2項第1号から第4号までに規定する免除並びに第7条第1項第2号に規定する納付猶予を除く。）、学長が許可する。

2 免除の総額は、当該年度予算に基づき別に定める額を超えないものとする。

3 第1項の選考は、別に定める選考基準により行うものとする。

(免除等の対象者)

第3条 免除等の対象者は、本学の学部、学環、大学院研究科の学生（懲戒処分を受けた者のうち別に定めるもの、研究生、科目等履修生及び聴講生を除く。以下同じ。）とする。

(経済的理由による免除)

第4条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、授業料を免除することができる。

2 前項の授業料の納付が困難である事情の認定は、別表に掲げる書類に基づいて行うものとする。

3 免除の額は、年度を前期及び後期に区分し、各期分の授業料について、その全額又は半額とする。

4 前3項の規定は、学部又は学環の学生のうち、日本国籍を有する者及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第3項各号に掲げる者（以下「学部の日本人学生等」という。）については、適用しない。

(留学による免除)

第5条 本学が学術交流協定を締結している外国の大学に学則第47条又は大学院学則第38条に基づき留学する者は、その留学期間が学則第20条に定める学期のうち、いずれかの学期を超える場合において、当該超える期分の授業料の全額（大学等修学支援法に基づく授業料の減免対象者（以下「支援法減免対象者」という。）にあっては、当該全学相当額から同法に基づく当該期分の授業料の減免額（以下「支援法減免額」という。）を減じた額）を免除することができる。

(国際連携専攻学生に対する免除)

第5条の2 大学院学則第2条第3項に規定する国際連携専攻の学生(本学大学院に入学する学生に限る。)のうち、学業優秀と認められるものは、授業料を免除することができる。

2 国際連携専攻の学生に対する授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(やむを得ない事情による免除)

第6条 休学を許可し、又は命じた場合は、次の各号に掲げるところにより、当該各号に掲げる額について免除を行うことができる。

一 休学期間が学期の全期間にわたるときは、当該期の授業料の全額

二 休学期間が学期の一部の期間であるときは、当該期の最初の月の末日までに休学を許可し、又は命じた場合に限り、授業料の年額の12分の1に相当する額に休学当月の翌月(休学する日が月の初日に当たるときは、休学当月)から復学当月の前月までの月数を乗じて得た額

2 前項によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は当該各号に掲げる額について免除を行うことができる。

一 死亡又は行方不明のため除籍したときは、当該学生に係る未納の授業料の全額

二 授業料の未納を理由として除籍したときは、当該学生に係る未納の授業料の全額

三 次条の規定により納付猶予を許可している者に対し、その願い出により退学を許可したときは、授業料の年額の12分の1に相当する額に退学当月の翌月からその期末までの月数を乗じて得た額

四 岐阜大学における入学料の免除及び納付猶予に関する規程(平成19年規程第84号)第7条第3号に該当する場合は、その者に係る未納の授業料の全額

五 授業料の各期の納期前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者(以下「学資負担者等」という。)が風水害、地震、火災、盗難等(以下「風水害等」という。)の被害を受けた場合若しくはこれらに準ずるものと学長が認める場合で、授業料の納付が困難であると認められるときは、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額(支援法減免対象者にあつては、当該全額又は半額相当額が支援法減免額より多額である場合に限り、その差額)。ただし、当該理由の発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合は、当該期分の授業料の全額又は半額(支援法減免対象者にあつては、当該全額又は半額相当額が支援法減免額より多額である場合に限り、その差額)とする。

3 前項第5号の理由の認定は、別表に掲げる書類に基づいて行うものとする。

(納付猶予)

第7条 納付猶予は、免除の申請があつた場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

一 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

二 学生が行方不明のとき。

三 学資負担者等が風水害等の被害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難であると認められるとき。

四 その他やむを得ない事情があると認められるとき。

2 前項の納付猶予は、年度を前期及び後期に区分し、各期分の授業料について行う。

3 納付猶予（月割分納を除く。）の期間は、原則として前期にあっては9月末日、後期にあっては翌年の1月末日までとする。

4 月割分納の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（支援法減免対象者にあっては、当該相当する額から支援法減免額の6分の1に相当する額を減じた額）とする。

5 月割分納の第1月分は、月割分納を許可された日から15日以内に納付し、その後は毎月15日を納付期限とする。ただし、当該期限が休業期間にかかる場合又は休日の場合は、休業期間の開始日又は休日の前日までに納付しなければならない。

（免除等の申請）

第8条 免除等の申請をしようとする者（第7条第1項第2号の場合については、当該学生の保証人等）は、免除等申請の意思表示を行うとともに、別紙様式による授業料免除等申請書に別表に掲げる書類を添え、本学の定める日までに、学長に提出しなければならない。

（申請理由消滅の届出及び許可の取消し）

第9条 免除等の許可を受けた者は、当該許可期間内に申請理由が消滅したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

2 前項により届け出があった場合は、その許可を取り消すものとする。

第10条 免除等を許可した日以降に、当該免除等の申請書類に虚偽の事項が発見される等不正の事実が明らかになった場合は、許可した日に遡及してその許可を取り消すものとする。

（準用規定）

第11条 第4条第2項の規定は第7条第1項第1号の認定に、第6条第3項の規定は第7条第1項第3号の認定に、それぞれ準用する。

（特例措置）

第12条 第5条に規定する留学による免除の許可の取扱いは、第9条及び第10条までの規定によらず、担当副学長が別に定める。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

2 岐阜大学における授業料の免除及び納付猶予に関する規程（平成16年岐阜大学規則第136号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日から引き続き在学する学部日本人学生等に係る経済的理由による免除の取扱いについては、当該学生が学則第 16 条に定める修業年限に達するまでの間は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、支援法減免対象者にあつては、従前の例による当該期分の免除相当額が支援法減免額より多額である場合に限り、その差額を免除する。
- 3 大学等修学支援法附則第 6 条第 1 項に規定する旧学資支給金の受給による免除の取扱いについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

区分	提出書類
第 4 条第 1 項による免除及び第 7 条第 1 項第 1 号による納付猶予	一 学資負担者の居住地の市区町村長発行の証明書（父母又は父母に代わる学資負担者、独立生計者の場合は本人（配偶者がいる場合は本人及び配偶者）の所得を証明したもの。以下「所得証明書」という。） 二 その他本学が必要と認める書類
第 6 条第 2 項第 5 号による免除並びに第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号による納付猶予	一 所得証明書 二 学資負担者が死亡した場合は、その死亡が確認できる証明書 三 学資負担者等が風水害等の被害を受けた場合は、被災地の市区町村長発行の被災証明書又はこれに代わるもの 四 その他本学が必要と認める書類

別紙様式（第 8 条関係）【省略】

[別紙参照]

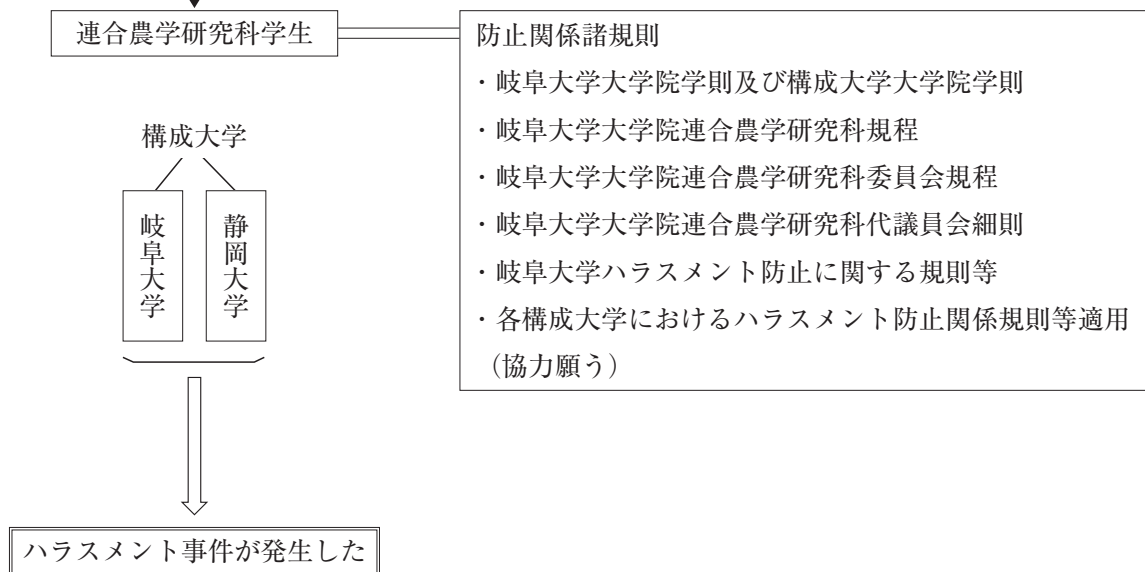
連合農学研究科におけるハラスメント防止等対応手続き

(平成 17 年 2 月 15 日 代議員会)

〔 改正：平成 18 年 2 月 14 日 〕
〔 改正：平成 21 年 2 月 13 日 〕
〔 改正：平成 27 年 3 月 17 日 〕

連合農学研究科入学手続…誓約書等の提出

(入学者は誓約書で岐阜大学の学則及び各構成大学の学則等を遵守すること等を誓約している。)



☆ 各構成大学において迅速な対応等を願う。

事実確認〔代議員会委員, 専任教員及び各構成大学におけるハラスメント〕
〔苦情相談員等で速やかに対応〕

○ 代議員会・研究科委員会付議 (報告・対応等審議)

○ 岐阜大学長報告

附 則

この手続きは、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この手続きは、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

岐阜大学ハラスメント防止等に関する規程

[平成 20 年 3 月 14 日]
[規 程 第 11 号]

(目的)

第 1 条 この規程は、岐阜大学（以下「本学」という。）におけるハラスメント、性暴力等、二次加害行為等（以下「ハラスメント等」という）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

一 部局等とは、学部、学環、研究科、学院、高等研究院、糖鎖生命コア研究所、地域協学センター、保健管理センター、医学部附属病院、教育学部附属小中学校、その他学部又は研究科附属の各教育研究施設、教育推進・学生支援機構、学術研究・産学官連携推進本部、グローバル推進機構、情報連携推進本部、男女共同参画推進室及び Development Office をいう。

二 部局長等とは、前号に定める部局等の長をいう。

三 「職員」とは、本学において就労する者をいう。

四 「学生等」とは、本学において修学する学生（科目等履修生等を含む。以下同じ。）、生徒及び児童をいう。

五 「関係者」とは、学生等の保護者、関係業者等をいう。

六 「ハラスメント」とは、次に掲げる行為又はこれに準ずる行為をいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 一方当事者が他方当事者の意に反する、性的な性質をもつ発言又は行動を行い、これによって他方当事者に身体的若しくは精神的苦痛を与え、又は教育、研究、就業及び修学に関して不利益若しくは損害を与える行為（次号に掲げる行為を含む。）

ロ アカデミック・ハラスメント 教育又は研究上の優越的な立場にある一方当事者が、その立場又は職務権限を濫用して、他方当事者に対して不当な発言又は行動を行い、これによって他方当事者に身体的若しくは精神的苦痛を与え、又は教育、研究、就業及び修学に関して不利益若しくは損害を与える行為

ハ パワー・ハラスメント 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害される行為

ニ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント 妊娠若しくは出産したこと又は育児休業、介護休業等の利用に関する一方当事者の言動により、妊娠若しくは出産した他方当事者又は育児休業、介護休業等を申出若しくは取得した他方当事者の教育、研究、就業及び修学環境が害される行為

七 「性暴力等」とは、次に掲げる行為及びこれらに準ずる行為をいう。

イ 不同意性交等、不同意わいせつ、性的姿態等撮影等の刑法に該当する行為など、意に反する性的な関係の強要等

ロ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 2

条第3項各号に定める児童生徒性暴力等に該当する行為

八 「ハラスメントの防止及び排除」とは、ハラスメント等が行われることを未然に防ぐとともに、現に行われているときはその行為を制止し、及びその状態を解消することをいう。

九 「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメント等による人権侵害のため、職員・学生等の就労又は修学上の環境が害されること若しくは不利益や損害を受けることをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメント等の防止について統括し、ハラスメント等又はハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 学長は、前項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて部局長等及び第7条に規定する防止委員会に指示を与えるものとする。

(部局長等の責務)

第4条 部局長等は、当該部局等の職員・学生等に対し、この規程の周知徹底を図るとともにハラスメント等の防止及び排除のために、常に啓発・指導を行わなければならない。

2 部局長等は、前条第2項に基づく指示があった場合には、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。

(監督者の責務)

第5条 職員を監督する立場にある者又は学生等を指導する立場にある者は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメント等の防止及び排除するとともに、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメント等に関し、職員・学生等の注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。

二 職員・学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント等又はハラスメント等に起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(職員・学生等の責務)

第6条 職員・学生等は、ハラスメント等の防止について、次に掲げる責務を果たさなければならない。

一 個人の尊厳や名誉、プライバシー等の人格、就労環境及び修学環境並びに教育・研究等（以下「就労・修学環境等」という。）を害することとなるハラスメント等をしないよう各人がその発言や言動に十分注意すること。

二 就労・修学環境等は、職員・学生等の協力の下に形成されるものであることから、本学の構成員として、良好な就労・修学環境等の維持・確立すること。

三 ハラスメント等の被害を防止し、又は深刻なものにしないよう相手に対する明確な意思表示等の行動をためらわないこと。

四 職員・学生等は、この規程及び別に定める指針に従い、ハラスメント等を行ってはならない。

(防止委員会)

第7条 本学に、ハラスメント等の防止等を適切に実施するため、岐阜大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 ハラスメント等の防止及び排除のための基本方針の策定に関すること。

- 二 ハラスメント等の防止に関する啓発及び研修に関すること。
 - 三 ハラスメント等に起因する問題への対応に関すること。
 - 四 ハラスメント等の相談体制の整備等に関すること。
 - 五 ハラスメント等の再発防止策に関すること。
 - 六 その他ハラスメント等に関する事項
- 3 防止委員会は、第 11 条第 5 項に基づく調査結果及び第 14 条第 3 号に基づく調停結果を学長に報告し、必要に応じ、ハラスメント等に関する加害者への適正な指導、処分等を要請するとともに、ハラスメント等に起因する問題の認定の有無及び被害救済措置の検討内容を相談者に通知するものとする。
- 4 防止委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
- 一 副学長（教育担当）
 - 二 副学長（総務担当）
 - 三 学部長
 - 四 学環長
 - 五 医学系研究科長
 - 六 グローカル推進機構日本語・日本文化教育センター長
 - 七 保健管理センター長
 - 八 医学部附属病院長
 - 九 事務統括
 - 十 学務部長
 - 十一 防止委員会が必要と認めたときは、弁護士、カウンセラー等学外の専門家を委員に加えることができる。
- 5 前項第 11 号に規定する委員は、学長が委嘱する。
- 6 第 4 項第 11 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 防止委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、副学長（総務担当）をもって充てる。
- 8 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。
- 9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 10 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 11 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。
（委員長の責務）
- 第 7 条の 2** 委員長は、第 10 条第 4 項の規定に基づく報告を受けた場合で、相談者の緊急の保護・救済が必要と認められるときには、緊急措置を講ずるものとする。
（相談窓口）
- 第 8 条** 本学にハラスメント等に関する申し出（以下「相談」という。）を受け付けるための内部相談窓口及び外部相談窓口を設ける。
- 2 外部相談窓口は本学が指定した外部専門機関とする。

- 3 相談の連絡方法は、電話、手紙、電子メール、訪問等のいずれでもよいものとする。
- 4 相談は、第1項のいずれの相談窓口に対しても行うことができる。

(相談員等)

第9条 内部相談窓口にはラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 前項の相談員とは別に、キャンパスライフヘルパーは、相談に応ずるものとする。
- 3 第1項の相談員は、次の各号に掲げる者とし、各部局等の長からの推薦を受け、学長が委嘱する。この場合において、相談員の構成は男女比を考慮するものとする。
 - 一 各学部（医学系研究科を含む。）、学環及び医学部附属病院の大学教員 各若干人
 - 二 グローカル推進機構日本語・日本文化教育センター及び保健管理センターの大学教員 各1人
 - 三 附属学校教員 若干人
 - 四 職員（大学教員及び前号の附属学校教員を除く。） 若干人
- 4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 相談員及びキャンパスライフヘルパー（以下「相談員等」という。）は、第7条第4項に規定する防止委員会委員及び第11条第2項に規定する調査委員会委員を兼務してはならない。
- 6 キャンパスライフヘルパーについては、別に定める。
- 7 外部相談窓口にはカウンセリング等の専門家（以下「専門家」という。）を置く。

(相談員等の任務)

第10条 相談員等は、相談への対応、当該相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適正に解決するよう努めなければならない。

- 2 相談員は、相談への対応に当たっては、別に定める「ラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」によるものとする。
- 3 相談員等が相談を受けるに当たっては、相談者と同性の相談員等を含む複数の相談員等が同席するものとする。
- 4 相談員は、相談に関する事実関係等について、別紙様式により相談内容を記録し、相談者の承諾を得て、防止委員会委員長に報告するものとする。

(調査委員会)

第11条 防止委員会は、ラスメント等に起因する問題の事実関係を調査するため、事案ごとに、ラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くものとする。ただし、次条第1項の規程により当該事実関係の調査を外部機関に委任するときは、これを置かないことができる。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる者若干人をもって組織する。
 - 一 当該事案に関与する学部等の学部長等及び副学部長等
 - 二 当該事案に関与しない学部等の学部長等及び副学部長等
 - 三 当該事案に関与しない学部等の事務職員
 - 四 その他副学長（総務担当）が必要と認めた者
- 3 調査委員会に委員長（以下この条において「委員長」という。）を置き、委員長は副学長（総務担当）が前項の委員の中から指名する。
- 4 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
 - 一 相談に係る事実調査

二 被害救済措置の検討

5 委員長は、調査結果を速やかに防止委員会に報告するものとする。

(外部機関への調査委任)

第12条 防止委員長が必要と認めるときには、事実関係の調査を外部機関に委任することができる。

(調停員)

第13条 防止委員会は、次の各号に該当するときは、ハラスメント等の調停に当たるため、事案ごとに、ハラスメント調停員（以下「調停員」という。）を置くことができる。

一 相談者が当事者間の話し合いでの解決を希望しているとき。

二 その他、調停による解決が適当であると防止委員会が判断したとき。

2 前項の調停員は複数置くこととし、事案の内容を考慮し、防止委員会委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、調停に当たり、必要と認める場合は、関係する部局長等に協力を要請することができる。

(調停員の責務)

第14条 調停員の責務は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該事案に係る事実関係の確認を行うこと。

二 当事者及び関係者に対し、指導・助言を行うこと。

三 調停の結果について、速やかに委員長に報告すること。

(プライバシー等の尊重)

第15条 ハラスメント等に対する相談等に関与した者は、相談者及び相談事案に係る関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た情報を漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 ハラスメント等に対する申し出、調査への協力その他ハラスメント等に関して正当な対応をした者は、そのことをもって不利益な取扱いを受けない。

(ハラスメント行為等に対する措置)

第17条 学長は、ハラスメント等行為の事実関係があり、処分又は就労・修学及び教育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認められた場合は、必要な措置を講じるものとする。

(庶務)

第18条 ハラスメント等の防止等に関する庶務は、総務部人事労務課及び学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年3月14日から施行する。

2 岐阜大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程（平成19年10月1日規程第15号）は、廃止する。

(略)

ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針

[平成19年10月1日理事（総務担当）裁定]
[平成20年4月1日一部改正]

第1 基本的な心構え

職員及び学生等からの苦情相談に対応するに当たっては、相談員は次の事項に留意する必要がある。

- 一 被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと。
- 二 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること。
- 三 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

第2 苦情相談の事務の進め方

1 苦情相談を受ける際の体制等

- 一 苦情相談を受ける際には、原則として2人の相談員で対応すること。
- 二 苦情相談を受けるに当たっては、相談者と同性の相談員を含む複数の相談員が同席するよう努めること。
- 三 相談を受ける相談員は、苦情相談に適切に対応するために、相互に連携し、協力すること。
- 四 実際に苦情相談を受けるに当たっては、その内容を相談を受ける相談員以外の者に見聞されないよう周りから遮断した場所で行うこと。

2 相談者から事実関係等を聴取するに当たり留意すべき事項

苦情相談を行う職員又は学生等（以下「相談者」という。）から事実関係等を聴取するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 一 相談者の求めるものを把握すること。

将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるのか、又は喪失した利益の回復、謝罪要求等過去にあった言動に対する対応を求めるものであるのかについて把握する。

- 二 どの程度の時間的な余裕があるのかについて把握すること。

相談者の心身の状態等に鑑み、苦情相談への対応に当たりどの程度の時間的な余裕があるのかを把握する。

- 三 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴くこと。

特に相談者が被害者の場合、ハラスメントを受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すとは限らない。むしろ脱線することも十分想定されるが、事実関係を把握することは極めて重要であるので、忍耐強く聴くよう努める。

- 四 事実関係については、次の事項を把握すること。なお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者がいるのかを把握すること。

- ① 当事者（被害者及び加害者とされる者）間の関係
- ② 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
- ③ 相談者は、加害者とされる者に対してどのような対応をとったか。
- ④ 監督者等に対する相談を行っているか。

五 聴取した事実関係等を相談者に確認すること。

聞き間違いの修正並びに聞き漏らした事項及び言い忘れた事項の補充ができるので、聴取事項を書面で示したり、復唱するなどして相談者に確認する。

六 聴取した事実関係等については、必ず記録にしてとっておくこと。

セクシュアル・ハラスメントの防止等のために職員及び学生等が認識すべき事項についての指針

平成 19 年 10 月 1 日理事（総務担当）裁定

第 1 セクシュアル・ハラスメントを行わないために職員及び学生等が認識すべき事項

1 意識の重要性

セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために、職員及び学生等は他の職員、学生等及び関係者と接するに当たり次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- 一 お互いの人格を尊重しあうこと。
- 二 お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- 三 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- 四 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

2 基本的な心構え

職員及び学生等は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- 一 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。
具体的には、次の点について注意する必要がある。

- ① 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ② 不快に感じるか否かには個人差があること。
- ③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- ④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。

- 二 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- 三 セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

セクシュアル・ハラスメントを受けた者が、上司、指導教員等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

- 四 勤務時間内又は学内におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、学内の人間関係がそのまま持続する歓迎会、ゼミナールの酒席等の場において、職員又は学生等が他の職員又は学生等にセクシュアル・ハラスメントを行うことについても同様に注意しなければならない。

3 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

- 一 学内で起きやすいもの

(1) 性的な内容の発言関係

- 性的な関心，欲求に基づくもの
 - ・ スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
 - ・ 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
 - ・ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」，「もう更年期か」などと言うこと。
 - ・ 性的な経験や性生活について質問すること。
 - ・ 性的な風評を流したり，性的なからかいの対象とすること。
- 性別により差別しようとする意識等に基づくもの
 - ・ 「男のくせに根性がない」，「女には仕事を任せられない」，「女性は学内の花でありさえすればいい」，「女は学問などしなくてもよい」などと発言すること。
 - ・ 成人に対して，「男の子」，「女の子」，「僕，坊や，お嬢さん」，「おじさん，おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。

(2) 性的な行動関係

- 性的な関心，欲求に基づくもの
 - ・ ヌードポスター等を学内にはること。
 - ・ 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり，読んだりすること。
 - ・ 学内のパソコンのディスプレイに卑わいな画像を表示すること。
 - ・ 身体を執拗に眺め回すこと。
 - ・ 食事やデートにしつこく誘うこと。
 - ・ 性的な内容の電話をかけたり，性的な内容の手紙，Eメールを送りつけること。
 - ・ 身体に不必要に接触すること。
 - ・ 不必要な個人指導を行うこと。
 - ・ 浴室や更衣室をのぞき見すること。
- 性別により差別しようとする意識等に基づくもの
 - ・ 女性であるというだけでお茶くみ，掃除，私用等を強要すること。
 - ・ 女性であるというだけの理由で仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること。

二 主に学外において起こるもの

- 性的な関心，欲求に基づくもの
 - ・ 性的な関係を強要すること。
 - ・ 職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを強要すること。
 - ・ 出張への同行を強要したり，出張先で不必要に自室に呼ぶこと。
 - ・ 自宅までの送迎を強要すること。
 - ・ 住居等まで付け回すこと。
- 性別により差別しようとする意識等に基づくもの
 - ・ カラオケでのデュエットを強要すること。
 - ・ 酒席で，上司，指導教員等のそばに座席を指定したり，お酌やチークダンス等を強要すること。

4 懲戒処分

セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては，信用失墜行為及び教育機関の職員たるに

ふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分が付されることがあることを十分認識すること。

第2 就労上又は修学上の適正な環境を確保するために認識すべき事項

就労上又は修学上の環境は、職員、学生等及び関係者の協力の下に形成される部分が大いことから、セクシュアル・ハラスメントにより就労上又は修学上の環境が害されることを防ぐため、職員及び学生等は、次の事項について、積極的に意を用いるように努めなければならない。

- 1 セクシュアル・ハラスメントについて問題提起する職員、学生等及び関係者をいわゆるトラブルメーカーと見たり、セクシュアル・ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片付けないこと。

ミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、就労上又は修学上の適正な環境の確保のため皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。

- 2 セクシュアル・ハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。具体的には、次の事項について十分留意して必要な行動をとる必要がある。

一 セクシュアル・ハラスメントが見受けられる場合は、注意を促すこと。

セクシュアル・ハラスメントを契機として、就労上又は修学上の環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて注意を促すなどの対応をとることが必要である。

二 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。

被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーというレッテルを張られたくない」、「仕返し怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気が付いたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることが大切である。

- 3 学内においてセクシュアル・ハラスメントがある場合には、第三者として気持ちよく就労や修学ができる環境づくりをするために上司等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

第3 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員及び学生等に望まれる事項

1 基本的な心構え

職員及び学生等は、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合にその被害を深刻にしないために、次の事項について認識しておくことが望まれる。

一 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。

セクシュアル・ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。

二 セクシュアル・ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

「トラブルメーカーというレッテルを張られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者をつくらない、さらにはセクシュアル・ハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく就労上又は修学上の適正な環境の形成に重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められる。

2 セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたときに望まれる対応

職員及び学生等は、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望まれる。

一 嫌なことは相手に対して明確に意思表示すること。

セクシュアル・ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること、すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。しかし、背景に上下関係等が存在する場合には直接相手に言いにくい場合が考えられ、そうした場合には手紙等の手段をとるという方法もある。

二 信頼できる人に相談すること。

まず、同僚や友人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。そこで解決することが困難な場合には、内部又は外部の相談機関に相談する方法を考える。なお、相談するに当たっては、セクシュアル・ハラスメントが発生した日時、内容等について記録したり、第三者の証言を得ておくことが望ましい。

アカデミック・ハラスメントの防止等のために 教職員が認識すべき事項についての指針

平成 18 年 10 月 24 日

1 防止の目的

この指針は、岐阜大学（以下「本学」ということ。）における教職員及び学生（研究生，聴講生その他本学において在籍するすべての者以下「学生等」ということ。）すべての構成員の人権が尊重され，健全で自由な教育研究活動の場において，就労及び修学にふさわしい環境を確保することを目的に定めます。

2 アカデミック・ハラスメントとは

アカデミック・ハラスメントとは，教育研究の場において，優越した地位にある者が，その地位を利用して，教育指導，研究活動等において，いやがらせ，暴力的発言や行為など，下位の者に精神的・身体的な障害を与えることを言います。

教育指導に関するものでは，指導を行わないことや研究テーマの押しつけなど本人の自主性を認めない行為，学位や単位認定に関して不公平・不公正な対応をとることや進路に関する妨害や干渉などがあり，研究活動に関するものでは，研究テーマを与えない或いは研究テーマを強制する行為や研究機器を使わせないなどの研究活動を妨害する行為と研究成果を奪ったり，発表や論文作成を妨害したりする行為など恣意的な行為などがそれにあたります。

また，日常的な場面で見られることとしては，暴力的あるいは人格を傷つける言動，悪口や中傷，プライバシーに関することを言いふらすこと，退学や休学を促したり示唆したりすることなどがあり，このような行為は，嫌がらせの意図の有無にかかわらず，教育を受ける権利，教育研究を行う権利，あるいは人格権・自己決定権への侵害に他ならず，アカデミック・ハラスメントとみなされます。

3 アカデミック・ハラスメントのもたらすもの

アカデミック・ハラスメントとみなされる行為は様々で，被害も多種多様ですが，受け手に精神的苦痛を与えることは共通しており，被害者が学生の場合，正当な理由なく単位を与えない，卒業を認めないなどの行為があれば，休学や退学にもつながり，これらにおける不利益や自己実現・達成感の喪失は否めず，更には人生を大きく左右することにもなります。

したがって，被害者に対しては早期救済を図る必要があり，また，加害者となった者に対しては信用失墜行為，職員としてふさわしくない違法行為等に該当して，処分に付されることがあることを十分認識してください。

4 アカデミック・ハラスメントにつながる背景

教員は、卒業認定や学位の授与、教育研究計画の決定や実行、教員人事の選考などに事実上の影響力を有しています。そのような影響力を有する上位の者が行なう発言や行動は、組織によってそのまま容認されるおそれがあり、被害者となる学生等下位の者は、組織に理解されないことの困難さや、さらなる不利益を被る恐れから、被害を訴え出ることを躊躇することがあります。このような権限の集中、教室や研究室の閉鎖性・密室性と、それに対するチェック機能の欠如がアカデミック・ハラスメントの温床となっていくことを避けなければなりません。

また、熱心に教育すること自体は、大学において非難されるべきものでないことは言うまでもありませんが、他方で、それは、アカデミック・ハラスメントと紙一重の関係にあるため、学生等に対する思いやり・配慮を欠いて行われる場合には、加害者本人の意図と無関係に、ハラスメントを引き起こしてしまうことがないとはいえません。ここにも、アカデミック・ハラスメントが生じる危険性があります。

5 アカデミック・ハラスメントに関する大学の責任

大学は、アカデミック・ハラスメントに関する直接的な責任は、加害者にありますが、アカデミック・ハラスメントの防止と排除及び被害者救済に関して、大学は責任を負います。

学長は、これらを総括する全般的な責任を負い、また、各学部等の長は、これらの施策に関して具体的な措置を実施する責任を負っています。学長、学部長等の責務は就業規則に明記されています。

被教育者である学生等の学習する権利と人権を守ること、アカデミック・ハラスメントが生じないように、これらの環境を確保することなどが、いずれも大学の義務であることは言うまでもなく、アカデミック・ハラスメントによる人権侵害等を大学が放置することは、大学を管理運営する者の義務の放棄であり、その責任・良識・運営能力が問われます。このような事態にならないように対処することはもちろん、発生したときには、事態を早期に把握し、それに適切に対処しなければなりません。そのために、本学は、アカデミック・ハラスメントをなくすための人権意識の啓発・研修活動や相談体制および事件対応のための体制を確立し、それらを実行します。

6 アカデミック・ハラスメントを防止するために

適正な修学、教育研究環境が害されることを未然に防止するために必要なことは、教職員及び学生等がハラスメントについての正しい理解と、人権を擁護する姿勢を持つことが大切です。未然に防ぐため、次に示す理解・措置及び姿勢が求められます。

(1) 正しい理解

- ① アカデミック・ハラスメントは、いくらかでも社会的地位に優劣関係があれば、同僚間、学生同士など、誰にでも起こり得る問題であることを認識すること。
- ② 普段から学生等との意志疎通を密にしてしっかりした信頼関係を作り上げておくこと。
- ③ FD（ファカルティディベロップメント）などの一環として、講師を招いて講演会やセミナーを開催すること。
- ④ 研究室の運営において指導的立場にある教授等は、適正な修学・教育研究環境の維持に特に大きな責任があることを常に認識していること。

(2) 確固たる措置

- ① アカデミック・ハラスメント防止のための規則等に基づき被害者を保護する，加害者に行爲の中止を勧告するなど，迅速で的確に対処すること。
- ② 被害の発生をくりかえさないために，悪質な場合には加害者に対する処分を含めた措置をとること。

(3) 人権を擁護する姿勢

- ① アカデミック・ハラスメントは，重大な人権侵害でもあることから，各自がアカデミック・ハラスメントの加害者にならないためにどうすべきかを，日常的に検討しておくこと。
- ② 被害を見聞きしながら漫然とこれを放置することは，人権侵害に加担することになりうるとの認識を持つこと。
- ③ 主観的で漠然とした言葉で指摘するのではなく，観察可能な「行爲」について具体的に意見を述べ，注意を与えること。

7 アカデミック・ハラスメントが起こったら

アカデミック・ハラスメントが起こってしまった場合は，被害者の保護，公正な調査と加害者の処分及び事実を公表することです。

- (1) 最も大切なことは被害者を擁護し，その早期救済を図ることで，訴えのあった場合には，被害者と断定されていなくても，まず保護を考えます。その上で，相談や調査活動によって被害者の人権が重ねて侵害されることがないように，細心の注意を払って事実関係を調査します。相談を受ける担当者は，アカデミック・ハラスメントを正しく理解し，被害者の立場に立って親身に相談にあたります。また，専門家による継続的なケアが必要な場合には，それを時間的・経済的に保障することも組織の義務となります。
- (2) 相談等の事例がアカデミック・ハラスメントにあたる可能性がある場合，被害者やその周辺の見撃者の証言だけでなく，加害行爲を行ったとされる者への聴取も必要となります。加害者が加害行爲を自ら認めることは稀で，巧妙な自己弁護をすることや，時には権力を利用して部下や学生など周囲の者に虚偽の証言を行わせることもありますので，聴取にあたっては細心の注意を必要とします。
- (3) 大学は，加害行爲があったと判断された場合には，加害者本人がハラスメント行爲であると認めない場合であっても，相応の処分を行うこととなります。
- (4) 外部に情報を公開することは，説明責任を果たす行爲であると同時に，社会への貢献の一つとなります。アカデミック・ハラスメントに正しく対処したことは誇るべきことであって，公表によって大学自らがアカデミック・ハラスメントを許さないことを内外に強く印象づけ，潜在的なアカデミック・ハラスメントの発生を予防するとともに，大学の社会的なイメージを高めることにもなります。

8 アカデミック・ハラスメントの参考事例

アカデミック・ハラスメントとは，具体的にどのような言動，行爲等が該当するのか理解するために，一般的に起こりうる事項を知っておくことが必要です。

しかしながら，その言動等がアカデミック・ハラスメントとして該当するかの判断は，とても

困難であり、直ちにアカデミック・ハラスメントにあたるとされるわけでもありません。

同じ言動や行為であっても、その背景・人間関係・環境・状況などによって、全く異なる結果となる場合があります。また、それを断定するにあたっては、被害者が当該行為をどのように受け止めたかも重視されるのであって、加害者の意図にも十分に注意を払う必要があります。

別紙は、アカデミック・ハラスメントを把握するための事項として示したものです。これは、アカデミック・ハラスメントの判定基準でもなく、一つでも該当すればハラスメントであるとか、該当する事項が、直ちにハラスメントに該当するものでもなく、ハラスメントの判定基準となるものではありません。

妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの防止等のために 職員が認識すべき事項についての指針

第1 妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために職員が認識すべき事項

1 基本的な心構え

職員は，妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために，次の事項について十分認識しなければならない。

- 一 妊娠，出産，育児又は介護に関する否定的な言動（他の職員の妊娠，出産，育児又は介護の否定につながる言動（当該職員に直接行わない言動も含まれる。）をいい，単なる自らの意思の表明を除く。）は，妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となること。
- 二 仕事と妊娠，出産，育児又は介護とを両立するための制度又は措置があること。
- 三 妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントに該当する典型的な例としては，次に掲げるものがある。この場合において，これらは，限定列举ではないことには留意するものとする。
 - (1) 職員が，妊娠等をしたこと又は制度等の利用の請求等をした旨を上司に相談したこと，制度等の利用の請求等をしたこと若しくは制度等の利用をしたことにより，上司が当該職員に対し，昇任，配置換え等の人事上の取扱いや，昇格，昇給，勤勉手当等の給与上の取扱い等に関し，不利益を受けることを示唆すること。
 - (2) 次の①から④までに掲げる言動により，制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害すること（客観的にみて阻害されるものに限る。）。
 - ① 職員が制度等の利用の請求等をした旨を上司に相談したところ，上司が当該職員に対し，当該請求等をしないよう言うこと。
 - ② 職員が制度等の利用の請求等をしたところ，上司が当該職員に対し，当該請求等を取り下げよう言うこと。
 - ③ 職員が制度等の利用の請求等をした旨を同僚に伝えたところ，同僚が当該職員に対し，繰り返し又は継続的に当該請求等をしないよう言うこと（当該職員がその意に反することを当該同僚に明示しているにもかかわらず，更に言うことを含む。）。
 - ④ 職員が制度等の利用の請求等をしたところ，同僚が当該職員に対し，繰り返し又は継続的に当該請求等を取り下げよう言うこと（当該職員がその意に反することを当該同僚に明示しているにもかかわらず，更に言うことを含む。）。
 - (3) 職員が妊娠等をしたこと又は制度等の利用をしたことにより，上司又は同僚が当該職員に対し，繰り返し若しくは継続的に，嫌がらせ的な言動をすること，業務に従事させないこと又は専ら雑務に従事させること（当該職員がその意に反することを当該上司又は同僚に明示しているにもかかわらず，更に言うこと等を含み，客観的にみて，言動を受けた職員の能力の発揮や継続的な勤務に重大な悪影響が生じる等当該職員が勤務する上で看過できない程度の支障が生じるようなものに限る。）

2 監督者として認識すべき事項

監督者は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために、次の事項について十分認識しなければならない。

- 一 妊娠した職員がつわりなどの体調不良のため勤務ができないことや能率が低下すること、制度等の利用をした職員が正規の勤務時間の一部を勤務しないこと等により周囲の職員の業務負担が増大することも妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となること。
- 二 業務体制の整備など、職場や妊娠等をし、又は制度等の利用をした職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講ずること。

例えば、業務体制の整備については、妊娠等をし、又は制度等の利用をした職員の周囲の職員への業務の偏りを軽減するよう、適切に業務分担の見直しを行うことや、業務の点検を行い、業務の効率化等を行うものとする。

3 妊娠等をし、又は制度等の利用をする職員として認識すべき事項

妊娠等をし、又は制度等の利用をする職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る言動を受けないために、次の事項について十分認識しなければならない。

- 一 仕事と妊娠、出産、育児又は介護とを両立していくために必要な場合は、妊娠、出産、育児又は介護に関する制度等の利用ができるという知識を持つこと。
- 二 周囲と円滑なコミュニケーションを図りながら自身の体調や制度等の利用状況等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つこと。

4 懲戒処分

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、教育機関の職員たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。

第2 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合において職員に望まれる事項

1 基本的な心構え

職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る言動を受けた場合にその被害を深刻にしないために、次の事項について認識しておくことが望まれる。

- 一 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る言動を無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。
- 二 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る言動に対する行動をためらわないこと。

被害を深刻なものにしない、他に被害者をつくらない、さらには妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく良い勤務環境の形成に重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められる。

2 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る言動を受けたときに望まれる対応

職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る言動を受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望まれる。

- 一 自分の意に反することは相手に対して明確に意思表示をすること。

妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントに係る言動に対しては毅然とした態度をとること。すなわち，はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。直接相手に言いにくい場合には，手紙等の手段をとるという方法もある。

二 信頼できる人に相談すること。

まず，職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には，内部又は外部の相談機関に相談する方法を考える。なお，相談するに当たっては，妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントに係る言動を受けた日時，内容等について記録しておくことが望ましい。

大学院便覧

令和 8 年 4 月

国立大学法人 東海国立大学機構
岐阜大学大学院連合農学研究科
〒 501-1193 岐阜市柳戸 1 番 1
電 話 (058) 293 - 2984
F A X (058) 293 - 2992
E-mail renno@t.gifu-u.ac.jp

この便覧は、令和 8 年度入学生用です。